

四條畷市みどりの基本計画

令和3（2021）－ 令和22（2040）年度

令和4（2022）年1月



も く じ

第1章 みどりの基本計画について	1
1 みどりの基本計画とは	1
2 四條畷市緑の基本計画改訂の背景と目的	2
3 対象とする「みどり」の定義と機能	4
4 計画の位置づけと目標年次	8
第2章 みどりの現状と課題	9
1 本市の概況	9
2 上位計画、関連計画	12
3 みどりの現状	15
4 みどりの主な5つの機能から見た現状	19
5 市民のみどりに対する意識調査	22
6 みどりに対する課題の整理	26
第3章 みどりの将来像と計画の目標	30
1 基本理念とみどりの将来像	30
2 みどりの基本方針	32
3 基本方針と方向性	33
4 みどりの将来目標	36
第4章 将来像の実現に向けた施策	38
1 施策の体系	38
2 各施策	39
第5章 取組の進捗管理と体制	58
1 取組の進捗管理	58
2 取組の推進体制	59

《参考資料》

1	策定までの流れ	参-1
	（1）四條畷市緑の基本計画策定検討会.....	参-1
	（2）委員名簿.....	参-1
	（3）市民への意見聴収等	参-2
2	関連する条例	参-3
3	用語解説	参-4

第1章 みどりの基本計画について

1. みどりの基本計画とは

みどりの基本計画は、都市緑地法第4条の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、本市のみどりに関する総合的な計画として位置づけられるものです。

本市の実情を十分に勘案するとともに、官民一体となって緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取組を総合的、計画的に実施していくために、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。

本計画は、平成17年3月に策定した「四條畷市緑の基本計画」について、社会情勢の変化などを反映して改訂を行ったものです。

※本計画では単に樹木や草花などの植物だけでなく、公園や学校その他公共施設などのオープンスペースや、河川、ため池の水辺など、より広い意味での「みどり」を対象としているため、平仮名の「みどり」を用いることとしました。



2. 四條畷市緑の基本計画改訂の背景と目的

(1) 改訂の背景

1) 平成17年に策定した「四條畷市緑の基本計画」の中間目標年次(平成27年)が経過

2) 法改正や法の枠組みの変化

平成29年6月に都市公園法や都市緑地法、生産緑地法等の改正により「都市公園の管理方針」や「生産緑地等の農地の保全に関する事項」が計画に記載できるようになるなど、法の枠組みが変化

①都市農地の重要性への配慮

・都市農業振興基本法(平成27年4月)の成立により、都市農地の位置付けが都市に「あるべきもの」へと大きく転換されたことによる、計画的に農地を保全する必要性の高まり

②生物多様性の確保への配慮

・都市緑地法運用指針が改正され、「緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項(平成23年10月)」や「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き(平成30年4月)」が策定

3) 社会情勢の変化

地球環境や社会を取り巻く情勢が大きく変化

①頻発・激甚化する自然災害

・頻発、激甚化する地震や局地的大雨、洪水などに対して、防災、減災の役割を担う都市基盤としてみどりが持つ様々な機能の見直し

②持続可能社会の実現

・2030年までの国際目標SDGs(持続可能な開発目標)が採択され、循環型社会や生物多様性等の重要性に対する認識の高まり

・持続可能な都市の実現には、公共施設の長寿命化が必要であり、公園や街路樹等の既存のみどりのストックについても適切な維持管理により、長期にわたりその機能を有効に活用することが必要

4) 本市における環境変化や上位、関連計画等の改訂

①人口減少、超高齢社会が進行

- ・本市の人口は、現在55,518人（2020年10月末時点）となっているが、今後は、減少傾向となり、令和22年の将来人口は、42,409人と推計
- ・高齢化率が現在の約28%から約38%へ上昇し、超高齢社会がさらに進行

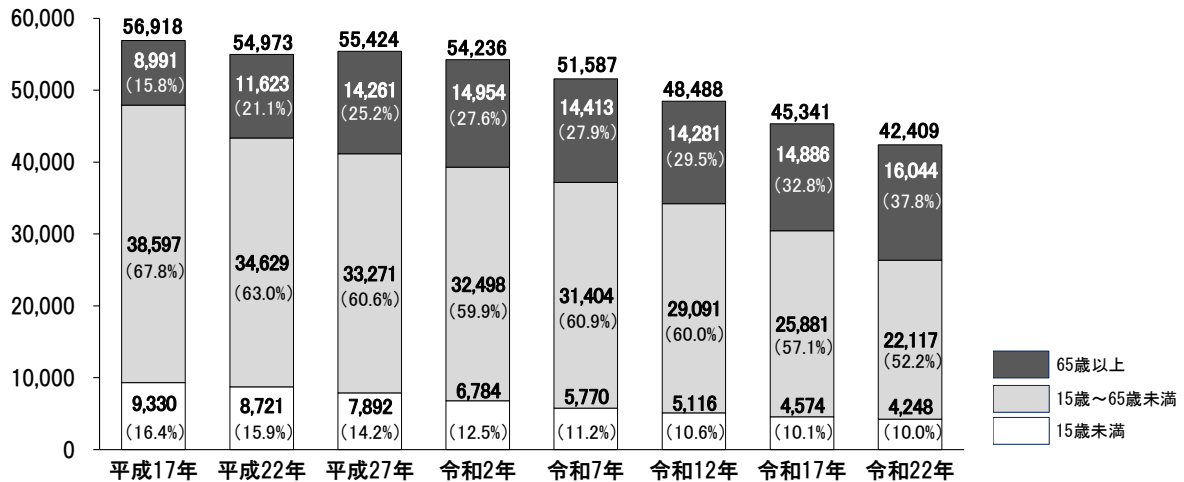


図. 将来推計人口と年齢別（3階級）構成

※平成17年～平成27年は国勢調査（各年の人口総数に年齢不詳は含まない）

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」

②上位計画、関連計画の改訂等

- ・みどりの大阪推進計画（大阪府）が策定され、本市においても第6次四條畷市総合計画、四條畷市都市計画マスタープランなどの改訂

(2) 改訂の目的

計画の策定から15年以上が経過し、人口減少、超高齢社会が進み、社会情勢やみどりを取り巻く環境及び価値観は大きく変化しています。また、都市緑地法などのみどりに関する法改正や本市の上位計画である第6次四條畷市総合計画や四條畷市都市計画マスタープランの改訂などに対応する計画の見直しが必要となりました。こうした中で、「みどり」の持つ機能が見直されており、その機能を有効に活用し、時代や市民のニーズに対応した施策を進めていくために、計画を改訂することとしました。



3. 対象とする「みどり」の定義と機能

(1)「みどり」の定義

①「みどり」とは

都市において「樹林地、草地、水辺地、岩石地またはその状況がこれらに類する土地（農地を含む）が単独、若しくは一体となって良好な自然環境を形成しているもの」を言います。

②「緑地」とは

みどりの中で、担保性がある（将来にわたってみどりが残される可能性が高い）と判断できるものを「緑地」として取り扱います。

緑地は、以下のように公共施設などとして管理される「施設緑地」と、法律や条例等による土地利用の規制などで確保される「地域制緑地」に大別することができます。

施設緑地：都市公園あるいはこれらに準じる機能を持つ施設
（官公庁及び民有地も該当する）

地域制緑地：森林、農地、交用地や水辺等のオープンスペース、公共施設、民間の宅地や企業敷地等において、法や条例等により国、府、市町村が土地利用を規制、誘導して確保する緑地



周辺山系の森林



樹林、樹木、草花



寺社の緑



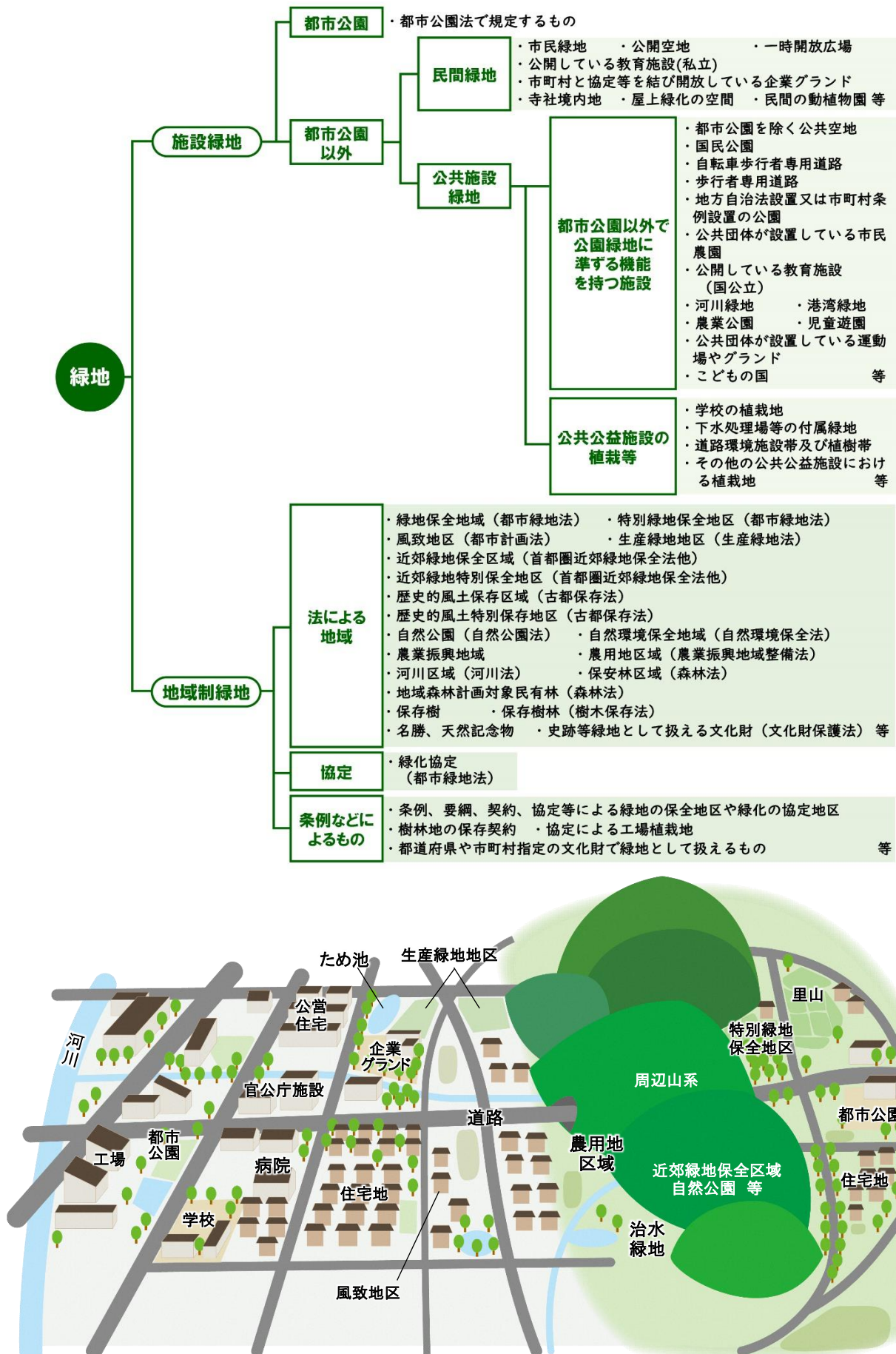
公園や広場の緑



水辺、オープンスペース



田畑



(2)「みどり」の機能

みどりが都市において果たす一般的かつ主要な機能として、環境保全、防災、景観形成、レクリエーション、生物多様性の確保の5つが挙げられます。

①環境保全機能

樹木などの植物は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象などにより悪化する都市気象や騒音、振動の緩和などの機能を持ちます。また、都市内の樹林地や河川などの水辺は、野生生物の生育地、生息地として生態系を構成し、郊外から清涼な風を都市に送りこむ風の道を形成するなど、みどりの機能の適切な配置により、人と自然が共生する都市環境を形成することができます。



②防災機能

大地震や大火災の発生時においては、人々の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動やボランティアの救援活動拠点、復旧活動拠点、仮設住宅地、広域防災拠点などとして多様な機能を持つことから、みどりやオープンスペースを適切に確保することにより都市の安全性、防災性を高めることができます。



③景観形成機能

みどりは地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を持っており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、次代を担う子どもたちの感受性を育み、市民生活にゆとりと潤いをもたらすことができます。みどりは地域の固有の文化や歴史と深く関わっており、みどりを適切に活かすことにより個性と魅力ある地域づくりを進めることができます。



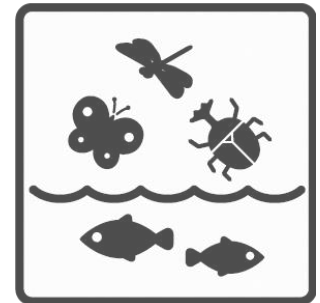
④レクリエーション機能

自由時間の増大、価値観の多様化、交通体系の発展などに伴い、市民の余暇活動は多様化、高度化、広域化しています。また、都市化の進展、少子高齢化などに伴い、自然とのふれあい志向、健康への関心、コミュニティ意識などが高まるなど余暇需要は変化しつつあります。みどりの持つ多様な機能を活用することにより、経済社会や市民の余暇需要の変化に対応したみどり豊かで質の高い余暇空間を確保することができます。



⑤生物多様性の確保機能

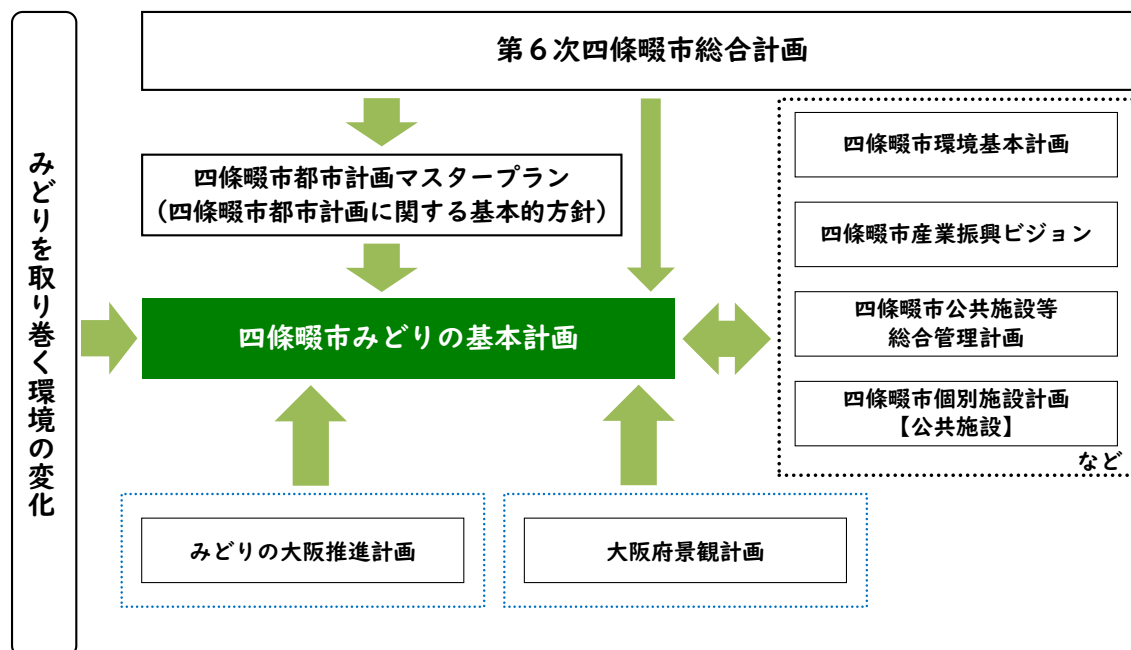
生物の多様性には、水や大気の浄化、微気候の環境改善に加え、地域の子どもたちに生き物とふれあう機会を与える環境教育の推進、特徴となる自然とのふれあいによる地域への愛着の醸成、地域の文化形成への寄与などの機能があり、都市においても重要な役割を果たしており、市民に様々な恩恵を与えます。



4. 計画の位置づけと目標年次

(1) 計画の位置づけ

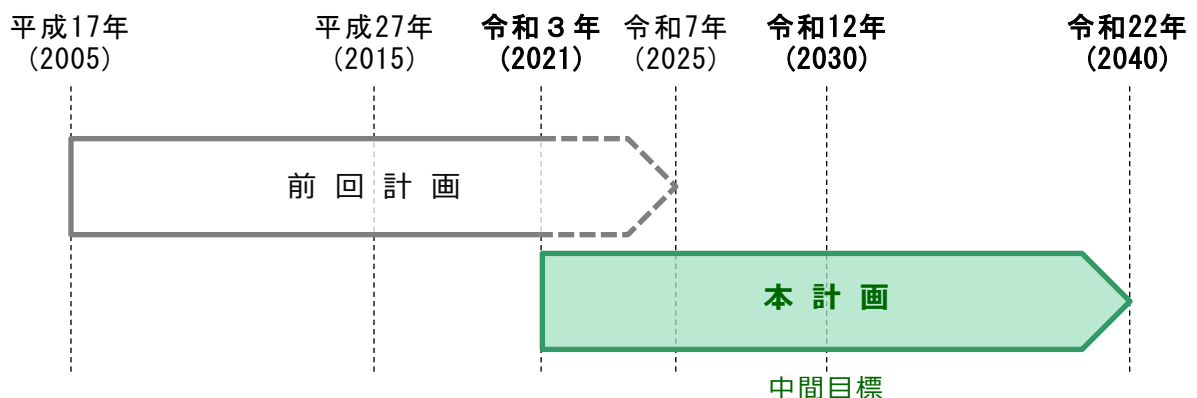
本計画は、大阪府の「みどりの推進計画」や本市の「第6次四條畷市総合計画」などの関連する計画と整合性を図っています。



(2) 目標年次

本計画の目標年次は、令和3年度から令和22年度までの20年間とし、10年が経過する令和12年度を中間目標とします。

なお、見直すべき社会情勢の変化などがあれば、必要に応じ検討を加え、見直すこととします。



第2章 みどりの現状と課題

1.本市の概況

(1) 位置

本市は、大阪府の北東部に位置し、大阪都心まで15 kmほどに位置しています。市域は、東西約7.3 km、南北約5.4km、面積は18.69 k m²で、その約3分の2は北生駒山地となっています。西側は寝屋川市、南側は大東市、北側は交野市及び寝屋川市、東側は奈良県生駒市に接しています。



(2) 地形

地形状況は、中央を南北に走る北生駒山系により東西に分断され、その尾根筋には室池、薬尾寺池を中心とした農業用ため池が古くから人工的に作られ、そこから東西にそれぞれ河川が流下し、夏でも枯れることがない豊富な水量を見せています。西部は、河川沿いに山麓地、扇状地、大阪平野を形成する沖積平野となって古くから人家を形成し、東部は、山麓地、丘陵地、天野川谷底平野となって天野川により奈良県と境をなし、田原地区の農業集落を中心とし、共に古くから開けていました。

気象は、西部地区においては雨量の少ない温暖な瀬戸内式気候型に属し、中央部の北生駒山系から東部の田原地区にかけては、西部より気温が低く、雨量が若干多くなる山麓ならではの気候となっています。

(3) 地域特性

本市は、山地、河川などの地形や自然的、歴史的な要素及び市街化の状況などの都市空間的な要素並びに市民の日常的な生活圏などの地域の状況から、西部地域、東部地域、中部地域の3つに分けることができます。

西部地域は、JR片町線（学研都市線）の忍ヶ丘駅、大規模集客施設、市役所などが立地し、商業地や住宅地を形成する市街地が広がっている地域です。

中部地域は、北生駒山系の山地や丘陵地で、そのほとんどが金剛生駒紀泉国定公園に指定されており、スポーツ、宿泊、研修施設等が立地する緑の文化園周辺地域には、市民だけでなく、近隣他市からも多くの人が自然を楽しみに訪れる地域です。

東部地域は、田園風景が広がり、土地区画整理事業や大規模開発により整備された田原台、さつきヶ丘、緑風台の住宅地が隣接する地域です。



(4) 歴史遺産

縄文時代の土器や古墳時代の埴輪が出土するなど、四條畷市の歴史は古くから続いており、大阪府指定有形文化財や市指定の有形文化財が多く残っています。

市内には「式内社」が3か所あります。式内社とは、平安時代に編さんされた「延喜式」に名前が載っている神社のことです。御机神社、国中神社、津鉾神社（現在の忍陵神社）の3か所で、いずれも平安時代には存在していたと推測され、現在も地元の人たちが初詣などに訪れる、地域に深く根付いた神社です。

また、四條畷市の名前の由来となった四條畷神社は、南北朝時代、1348年の四條畷の合戦で戦死した楠正行など25名と正行の母が祀られています。



四條畷神社



小楠公墓所

(5) 自然環境

中部地域には、ハイキングや自然とのふれあいの場、癒しの場、自然環境から様々なことを学ぶ教育の場、自然素材を使ったクラフトの創作の場などとして利用できる大阪府民の森「むろいけ園地」があり、室池を中心に、豊かな自然と多様な生態系を楽しむことができます。また、飯盛山には権現の滝があり、ハイキングを楽しむ人々を癒しています。

春には、飯盛山をはじめ、公園機能も充実した飯盛霊園などに綺麗な桜が咲き誇り、秋には室池周辺の木々が色鮮やかに紅葉します。四季折々の姿を楽しもうと、市内外から多くの方が訪れます。

(6) 四條畷八景

平成12年の市制30周年の記念行事の一環として「ここが好き四條畷」と題した写真を一般募集し、数多くの募集作品の中から投票によって選ばれた8作品を「四條畷八景」として制定し、現在も市民に親しまれています。



1.小楠公の楠



2.四條畷神社



3.飯盛桜



4.緑の文化園



5.室池散策路



6.室池



7.権現の滝



8.霊園の桜

【市の木「くすのき」】

楠は、わが国に産する樹木中最大のもの。常緑広葉で広円な樹冠を形成します。市内には、楠 正行（まさつら）墓地にうっそうと生い茂る楠の巨木があり、広く市民に親しまれています。

【市の花「さつき」】

さつきは、ツツジ科の常緑低木。観賞用として品種が多く、栽培増殖が簡単。花に風格があり、また、赤、白、しぼり桃など色彩感にあふれており、多くの市民に愛好されています。



2.上位計画、関連計画

本計画に関連する計画のみどりに関する記載を、まとめたものが以下となります。

(1) 本市の上位、関連計画

名称（策定年月）	関連する内容
第6次 四條畷市総合計画 （平成28年3月）	<将来像> 自然と歴史をいつくしみ やすらぎ めくもり にぎわいをそだてよう みんなの夢をつくるまち 四條畷 <まちづくりの基本方向> 自然環境の保全を図り、快適な暮らしを実現する基盤づくり 施策1：公園と緑の保全 【めざすべき姿】 ・住民参加による公園、緑の適切な維持管理が浸透し、地域の緑化も活発に行われています。 ・自然保護活動が充実し、人と自然が共存する理想的な生活環境が構築されています。 【市役所の取組】 ・市域全体にわたる緑地の保全と緑化の推進を図ります。 ・公園整備については、将来を見通した公共施設の再編整備のなかで検討します。 ・清掃活動や植樹など、里山の保全に対する支援を行います。 ・公共施設の敷地内や道路などの公共空間の緑化を進めるとともに、農業振興施策と連携した生産緑地の保全に努めます。 など
四條畷市都市計画 マスタープラン （平成29年3月）	<まちづくりの方針> 1.快適で便利な住みよい都市の創造 ・歩行者・自転車空間の確保 2.安らぎと潤いのある市街地の形成 ・公園・緑地の整備 ・自然緑地の保全・整備 ・生産緑地の保全・活用 ・市街地緑化の推進 ・市街地緑地の保全・整備 ・良好な都市環境の形成 ・自然的環境の保全 3.災害に強い安全な地域の実現 ・避難地、避難路の確保 ・公共施設等の安全性の確保 ・河川の整備 ・山地対策の推進 4.魅力と活力のあるまちの創造 ・市街地における防災機能の整備 ・既存集落市街地の整備 ・住工の共存と協調 ・良好な住宅地の保全

名称（策定年月）	関連する内容
四條畷市 環境基本計画 （平成29年3月）	<めざす環境像> 人と自然が共生する緑豊かな『やすらぎの環境都市』四條畷 <まち> (1) 森林の保全 ・森林の適正管理 ・里山の動植物の保護 (2) 水辺の保全 ・河川・ため池の保全 ・水辺の生物保護 (3) 自然とのふれあいの推進 (4) 緑化の推進 ・市街地緑化の推進 ・農地の保全と活用 (5) 快適な住環境の創出 ・公園の適正な維持管理・活用 (6) 景観や歴史的文化的遺産の保全 ・まちなみ景観の保全 <くらし> (2) 生活の中の水循環の保全 ・水の循環利用
四條畷市 産業振興ビジョン （平成30年2月）	<将来像> 住みたい、住みつづけたいと思える地域基盤を築くべく、めざすべき将来像産業から働きかける都市 四條畷 <農業> ・人材の確保と育成 ・農産物のブランド力向上と見える化 ・「食」が育てる地産地消 ・次代に向けた農地の保全
四條畷市 公共施設等 総合管理計画 （平成28年12月）	<公園等> ・四條畷市総合公園の施設管理については、指定管理者制度等、民間ノウハウを活用し、施設の効用を最大限に発揮し、市民サービスの向上が図れるよう、その導入についての検討を進めます。 ・公園の維持管理・修繕等にあたっては、優先度を評価した上で、長寿命化も考慮した計画的な実施に努めます。 ・総合公園については、積極的な指定管理者制度の導入と予防保全型管理に取り組むとともに、日常的な管理の行き届きづらい公園については、市民等との協働によりサービスの維持を図ります。 ・公園内の老朽化が進む遊具や柵、照明灯等については、除去も含め、修繕・更新の必要性を検討します。なお、更新する際には、必要に応じて、防災面にも配慮した整備を実施します。
四條畷市 個別施設計画 【公共施設】 （令和2年1月）	<基本方針> ○学校跡地におけるにぎわいの創出 ○西部地域で身近に遊べる公園の拠点整備 <施設毎の今後の再編の方向性> ○市民活動センター：ボール遊びができる公園を整備 ○四條畷東小学校跡地：跡地をグラウンドとして整備 ○四條畷南中学校跡地：ボール遊びができる公園整備と避難所の確保 ○青少年コミュニティ運動広場：公園として再整備 ○くすのき園跡地：ボール遊びができる公園を整備

(2) 大阪府の関連計画

名称（策定年月）	関連する内容
みどりの大阪 推進計画 （平成21年12月）	<みどりの風を感じる大阪 将来像> 美しく季節感のあるみどりの中で、人と人、人と自然のつながりが生まれ、さわやかな風を感じる快適なまち <基本戦略> ○みどり豊かな自然環境の保全・再生 ○みどりの風を感じるネットワークの形成 ○街の中に多様なみどりを創出 ○みどりの行動の促進
大阪府景観計画 （平成24年4月変更）	<景観計画の区域> ○大阪外環状線（国道170号）沿道区域 ・大阪の背景を成している生駒山系、金剛山系、和泉葛城山系の裾野を走り、大阪の骨格となる自然、歴史を結ぶ中において、自然環境等に配慮した景観をつくりだす。 ○第二京阪道路沿道区域 ・生駒山系の裾野を走り、「淀川のみどり」と「生駒山系のみどり」の間に新たな「みどりの軸」を形成し、京都と大阪の地域と歴史・文化を結ぶ中において、自然と都市景観が調和した景観をつくりだす。 ○生駒山系区域 ・山並みの豊かなみどりを保全・育成するとともに、背景となる山並みと山麓部のまちなみが織りなす調和のとれた雄大な景観を守り、育てる。 ○歴史的街道区域（一般区域） ・沿道のまちなみや道標など歴史的な雰囲気をもつ文化資源（歴史的資源）を活かした景観づくりを行う。また、地域の伝統的な雰囲気（伝統的なまちなみ）との調和や街道としてのつながりを意識した景観づくりを行う。

3.みどりの現状

(1) 施設緑地

○都市公園は49.89haあり、1人あたりの面積は8.99㎡/人となっています。

○都市公園においては、四條畷市総合公園の整備と飯盛霊園の公園部分の面積増により、平成15年当時より公園面積が増加しています。

○公共施設緑地が188.70haあり、緑の文化園や府民の森（むろいけ園地）のグラウンド、広場等の施設、市民総合センターの植樹帯、児童遊園、開発公園等が含まれています。また、民間施設緑地が106.36haあり、神社、私立大学、ゴルフ場等が含まれています。

●都市公園

区分	平成15年	令和2年
人口	57,200人	55,518人
面積	38.20ha	49.89ha
1人あたり面積	6.68㎡/人	8.99㎡/人

●施設緑地（都市公園＋公共施設緑地＋民間施設緑地）

分類	平成15年	令和2年
都市公園	38.20ha	49.89ha
公共施設緑地	140.22ha	188.70ha
都市公園等 計	178.42ha	238.59ha
民間施設緑地	66.87ha	106.36ha
施設緑地 計	245.29 ha	344.95ha

※前計画では対象としていなかった河川、ため池等の公共施設緑地も追加対象としたため、面積が増加しています。

(2) 地域制緑地

○地域制緑地面積は、地域制緑地間の重複面積を除いて953.51haとなっています。

○生産緑地と地域森林計画対象民有林の減少により、平成15年と比べて地域制緑地の面積が減少しています。

●地域制緑地

法 令	名 称	平成15年	令和2年
生産緑地法	生産緑地地区	23.22ha	17.71ha
自然公園法	金剛生駒紀泉国定公園	722ha	722ha
近畿圏整備法他	近郊緑地保全区域	599ha	599ha
森林法	地域森林計画対象民有林	819ha	734ha
	保安林	150ha	150ha
文化財保護法	伝楠木正行墓 他	0.61ha	0.61ha
法によるもの 計		2,313.83ha	2,223.32ha
条例等によるもの	協定緑地	—	2.19ha
地域制緑地間の重複		1,293ha	1,272 ha
地域制緑地 計		1,020.83ha	953.51ha

(3) 緑地面積

○緑地の総面積（施設緑地と地域制緑地の合計から重複分を除いた面積）は、1057.86haとなっており、平成15年と比べて減少しています。

●緑地（施設緑地＋地域制緑地）

分類	平成15年	令和2年
施設緑地	245.29 ha	344.95ha
地域制緑地	1,020.83ha	953.51ha
施設・地域制緑地間の重複	157.54ha	240.60ha
緑地 総計	1,108.58ha	1,057.86ha

(4) エリア別の緑地の状況

本市は、地形やまちの特性からみて、西部及び東部の市街地、中部の山間地の3つに分けることができます。また、それぞれの地域の中でもエリアによる特徴の違いが見られます。

そこで、西部地域をJR学研都市線と国道163号で4つに分け、さらに東部地域を田原台などの東部（西）と田園地帯の東部（東）の2つに分け、計7地区それぞれの緑地面積の比較を行いました。

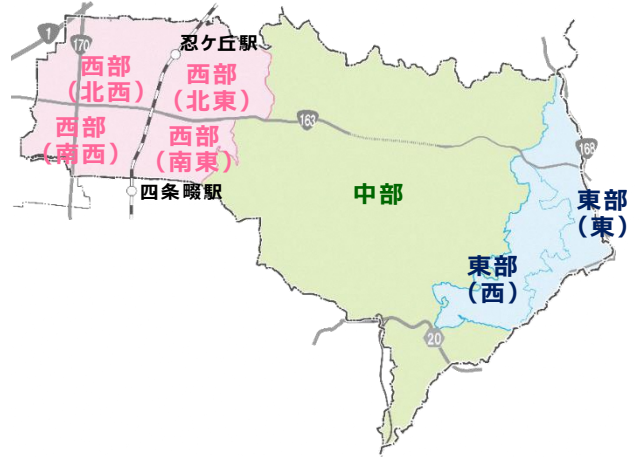


表. エリア別の緑地面積

	地区面積	地区内人口	都市公園面積	1人あたりの都市公園面積	その他公園面積 (児童遊園+開発公園)	緑地面積総計	1人あたりの緑地面積
西部地域(北西)	166.1ha	13,213人	0ha	0㎡	0.33ha	17.01ha	12.9㎡
西部地域(南西)	115.7ha	13,627人	0.13ha	0.10㎡	0.50ha	6.54ha	4.8㎡
西部地域(北東)	135.9ha	12,185人	0.21ha	0.17㎡	0.65ha	9.39ha	7.7㎡
西部地域(南東)	82.8ha	7,280人	0.26ha	0.36㎡	0.26ha	9.14ha	12.6㎡
西部地域(計)	500.5ha	46,305人	0.60ha	0.13㎡	1.74ha	42.08ha	9.1㎡
東部地域(西)	138.6ha	8,138人	6.62ha	8.13㎡	0.38ha	30.46ha	37.4㎡
東部地域(東)	126.4ha	1,026人	0ha	0㎡	0.02ha	3.46ha	33.7㎡
東部地域(計)	265.0ha	9,164人	6.62ha	7.22㎡	0.40ha	33.92ha	37.0㎡
中部地域	1,103.5ha	49人	42.67ha	8,708㎡	0.12ha	981.86ha	200,379.6㎡
市全域	1,869ha	55,518人	49.89ha	8.99㎡	2.26ha	1,057.86ha	190.5㎡

エリア別で比較すると以下の特徴がみられました。

西部 地域	○1人あたりの都市公園面積は0.13㎡と少なく、東部地域の約50分の1となっています。特に西部地域の北西においては、都市公園が整備されていない状況です。 ○1人あたりの緑地面積は9.1㎡であり、東部地域の約4分の1となっています。 ○西部地域の中では、北西と南東が1人あたりの緑地面積が多く、南西が最も少なくなっており、その差は約2.6倍となっています。
中部 地域	○地域のほとんどが北生駒山系であり、総合公園及び飯盛霊園が立地しているため、都市公園面積、緑地面積ともに大きくなっています。 ○人口が他の地域に比べて極端に少ないため、1人あたりの都市公園面積及び緑地面積が大きくなっています。
東部 地域	○1人あたりの都市公園面積は7.22㎡となっています。 ○東部地域の西側は、土地区画整理事業により北谷公園や戎公園、その他の緑地や街路樹のある道路が整備されており、1人あたりの緑地面積も37.01㎡と大きくなっています。 ○東部地域の東側は、本計画の対象となる緑地面積は小さいものの、田畑が多く残っており、良好な田園居住地域が形成されています。

4.みどりの主な5つの機能から見た現状

前述の内容を踏まえ、第1章の3の(2)で述べたみどりの5つの機能における現状について、整理を行いました。

①環境保全機能のみどり

<自然のみどり>

○中部地域の北生駒山系の山地や丘陵地は、国定公園に指定されています。中でも室池は、「大阪みどりの百選」に選定されるなど、豊かな森林に囲まれ、満々と水を蓄えています。また、市域には一級河川である清滝川、岡部川、権現川などが流れ、讃良川と天野川が市境付近を流れています。

<まちのみどり>

○西部地域の主要な道路は、街路樹などで緑化がされている路線もありますが、その他の道路では歩道がなく街路樹を植樹できるスペースが少ないため、道路空間におけるみどりが少ない状況です。また、東部地域の主要な道路は街路樹が植樹され、みどりが多い道路網を形成しています。

○東部地域では土地区画整理事業などにより、戎公園や北谷公園などをはじめ公園が整備されていますが、西部地域では民間開発による小規模な公園が点在するものの、公園が少ない状況です。

○西部地域には、岡山新池、鳥ヶ池などのため池があり、河川とともに市街地における水辺を形成しています。また、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留機能の優れた農地である生産緑地などの都市農地は、これまでの「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと位置付けを転換され、良好な都市環境を形成しています。



<歴史的なみどり>

○市の名の由来である四條畷神社や楠正行ゆかりの地など、歴史遺産が豊富であり、「四條畷楠木正行墓のくす」は樹齢500年以上で、大阪府の天然記念物に指定されています。

○東部地域の田園地域では、広がる田畑があり、のどかな田園風景をつくり出しています。

②防災機能のみどり

＜減災につながるみどり＞

- 土砂採取事業などの減少に伴い、土砂災害などを防ぐ保水機能を持つ山林の減少は抑えられています。
- 西部地域においては、街路樹の植樹が可能な道路が少なく、火災の延焼の防止につながる空間やみどりが少ない状況です。

＜避難等の空間としてのみどり＞

- 西部地域では、ため池、生産緑地などの農地が点在していることや、小規模な公園はあるものの、地域防災計画に定められている災害時の避難地や防災活動拠点以外のみどりの空間が少ない状況です。

③景観形成機能のみどり

＜自然景観のみどり＞

- 飯盛山を含む北生駒山系のみどりが市街地からの景観のシンボルとなっています。
- 市を代表する景観として四條畷八景が挙げられますが、そのほとんどは自然を対象とした景観が占めています。

＜歴史的景観のみどり＞

- 西部地域では四條畷神社をはじめ多くの寺社が点在し、落ち着いた景観を形成しています。
- 東部地域（東）では、田園風景と旧街道とその面影を残す屋敷により歴史的な景観を形成しています。



＜住宅地景観のみどり＞

- 東部地域（西）の田原台などでは、土地区画整理事業などにより、公園や緑地が配置され、住宅地とともにみどりの景観を形成しています。

＜まちなかのシンボリックなみどり＞

- ＪＲ忍ヶ丘駅周辺や主要な公共施設周辺など、まちなかで市の特徴を印象付ける場所においてみどりを活かした景観が形成されていますが、四季を感じ、五感で楽しめるみどりが乏しい状況です。

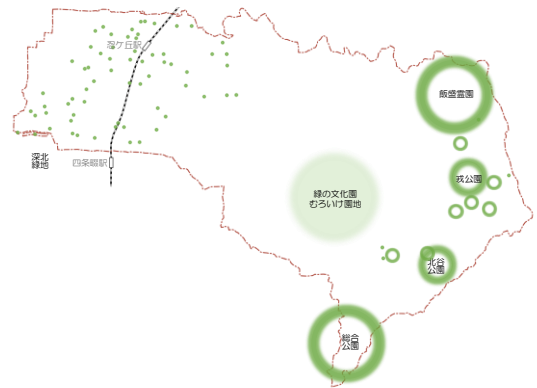
④レクリエーション機能のみどり

<自然とふれあうみどり>

- 中部地域には緑の文化園や府民の森（むろいけ園地）があり、市民だけでなく広く自然とふれあうレクリエーションの拠点となっています。また、ハイキング道も整備され、市街地から回遊することができます。

<公園のみどり>

- 東部地域では戎公園や北谷公園等の公園が整備され、また中部地域には総合公園等の公園が整備されており、両地域においては多くの面積を有する公園が配置されていますが、西部地域には小規模な公園等はあるものの、市域全体的に西部地域における公園面積が他地域と比して極端に小さい状況です。



図表．市内の公園の分布

- 公園については、設備の老朽化が進んでいるほか、地域のニーズにあった機能や自由な使い方が可能なオープンスペースが不足しています。

⑤生物多様性機能のみどり

- 中部地域の北生駒山系の山地部においては、森林が広がり、ため池が点在するなど、自然豊かな環境が形成されており、さまざまな動植物の生息地、生育地となっており、室池は大阪府の生物多様性ホットスポットに選定されています。
- 東部地域（東）に広がる田畑などの周辺においても、さまざまな動植物の生息地・生育地となっています。
- 中部地域から東部地域にかけては、森林、街路樹や緑地、田畑などが連坦して広がっており、みどりによる生態系ネットワークが形成されています。
- 西部地域においては、ため池や生産緑地等は点在しているが、まとまったみどりやみどりのネットワークが中部及び東部地域に比して乏しいため、さまざまな動植物にとって、好ましい生息、生育、回遊環境が整っていない状況です。

5.市民のみどりに対する意識調査

みどりの基本計画を改訂するにあたり、市民のみどりなどに対する意識を把握するために、「みどりに関する意識調査」を実施しました。以下に概要を示します。

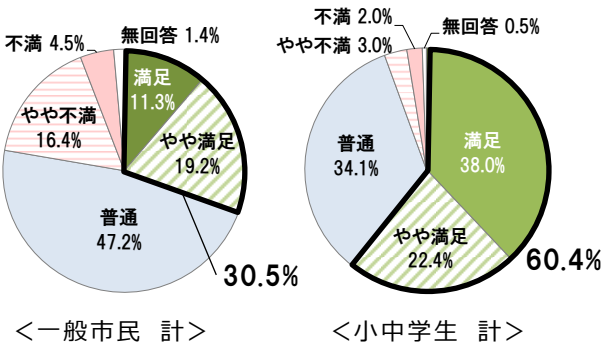
実施時期	令和2年11月（期間は2週間）
対象者	①四條畷市の一般市民1,000人 （無作為抽出し、郵送にて配布、回収 回収率42.6%） ②市内の小学6年生465人、中学2年生465人、計930人 （学校の協力により配布、回収）
設問内容	①四條畷市のみどりの状況について ②四條畷市の公園のみどりについて ③四條畷市のみどりに関する活動について （小中学生は、みどりとの関わりについて） ④みどりの役割や可能性について
回答の概要	【四條畷市のみどりについて】 ○市全体のみどりについては増えたよりも減ったと感じている人の方が多いが、不満よりも満足に感じている人の方がやや多い。 ○身近なみどりと感じているのは、街路樹、公園、広場、山林、丘陵地が多い。 ○好きなみどりは、西部地域では飯盛山、寺社仏閣や史跡、街路樹が多く、東部地域では公園や広場も多い。 ○増やす・守るべきみどりは、飯盛山系の自然、公園や広場、街路樹が多い。 【公園について】 ○月に1回以上利用する人は2割弱と少ない。 ○公園が少ない西部地域では、公園の利用頻度は低く、全く利用しない人が約4割、ほとんど利用しないまで含めると6割超にもなる。 ○利用目的は、散歩やジョギングなどの健康づくりが約5割を占めている。 ○週に1回以上公園を利用する小学生は約3割で、6割以上が月に1回以上利用しており、子どもは公園をよく利用している。 ○公園に望まれていることとして、花やみどりなどの風景鑑賞、安全、安心、休憩ができるが上位を占めている。 【みどりに関する活動について】 ○みどりに関する活動の認知度は1割以下と低く、参加経験者はわずかに4%と非常に少ない。 ○参加してみたいみどりの活動は、自宅での植栽と健康づくりに関する活動が多い。

●調査結果（抜粋）

【四條畷市のみどりについて】

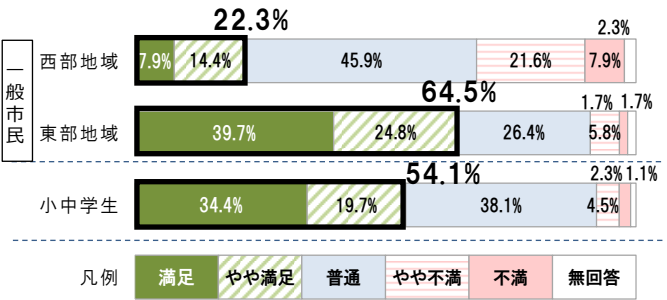
問．四條畷市のみどりについて、満足していますか。

・一般の方は約3割、小中学生は約6割が「満足、やや満足」と回答している。

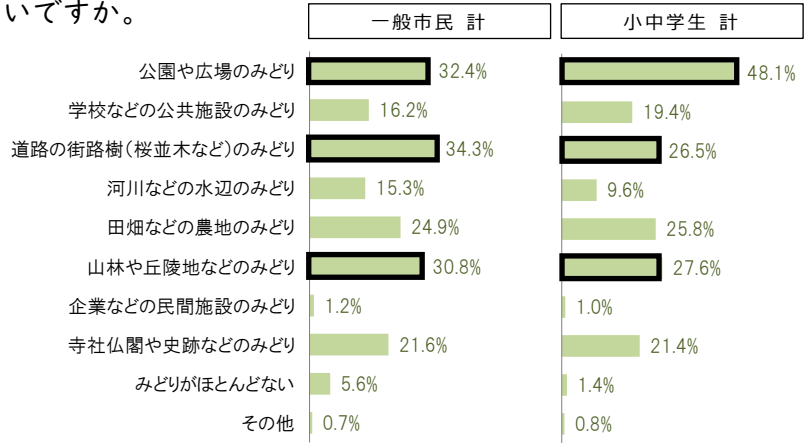


問．あなたのお住まいの地域のみどりについて、満足していますか。

・満足度を地域別でみると西部地域が約2割と低く、東部地域が約6割と高い。
・小中学生は半数以上が「満足、やや満足」と回答している。



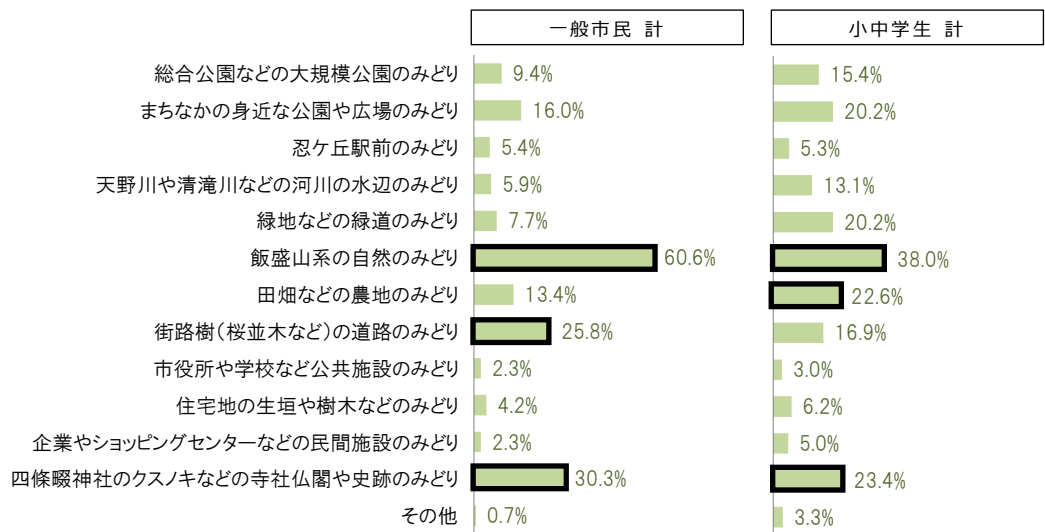
問．あなたのお住まいの地域のみどりについて、どのようなみどりが多いですか。



・一般市民および小中学生ともに「公園や広場のみどり」が最も高く、一般では「道路の街路樹（桜並木）のみどり」、「山林や丘陵地などのみどり」が高くなっている。
・小中学生においても同様に「道路の街路樹（桜並木）のみどり」、「山林や丘陵地などのみどり」が高くなっている。

第2章 みどりの現状と課題

問. 四條畷市で好きなみどりはどんなみどりですか。

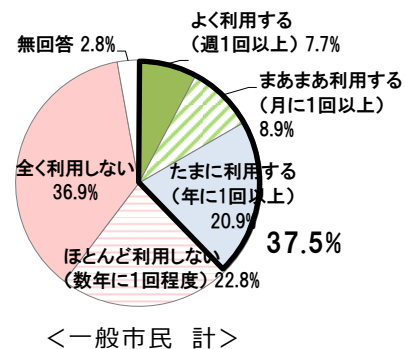


- ・一般および小中学生ともに「飯盛山系の自然のみどり」が高く、一般では約6割が好きなみどりと回答であった。
- ・次いで、「街路樹(桜並木など)の道路のみどり」「四條畷神社のクスノキなどの寺社仏閣や史跡のみどり」が高くなっている。

【四條畷市の公園について】

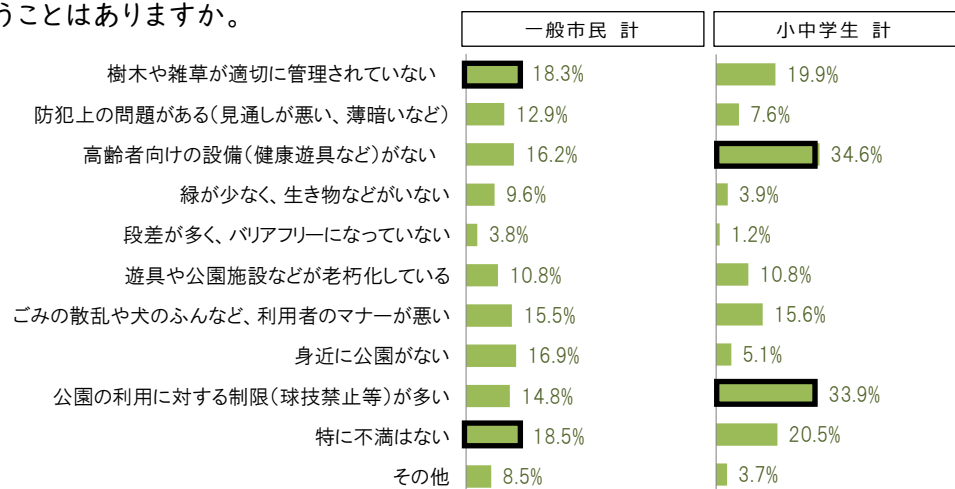
問. 四條畷市にある公園について、
どのくらいの頻度で利用しますか。

- ・「よく利用する」「まあまあ利用する」「たまに利用する」との回答は4割弱で、半数以上が、「ほとんど利用しない」「全く利用しない」との回答であった。



問. 四條畷市の公園について、不満や改善
してほしいと思うことはありますか。

(複数回答)

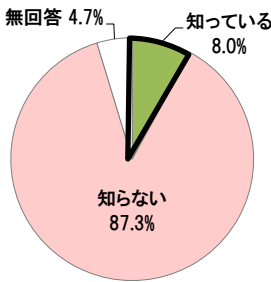


- ・一般では、「特に不満はない」が最も高いが、他の項目ともそれほど差がないが、小中学生は「高齢者向けの設備(健康遊具など)がない」、「公園の利用に対する制限(球技禁止等)が多い」が約3割と高くなっている。

【みどりの活動について】

問. 四條畷市ではみどりに関する活動が行われています。
あなたは活動をしている団体や場所をご存じですか。

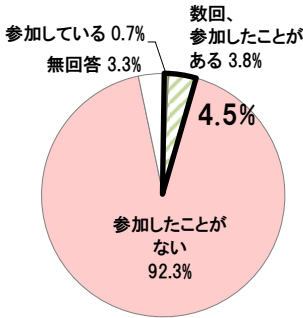
・知っているが8%と活動が市民に知られていない。



<一般市民 計>

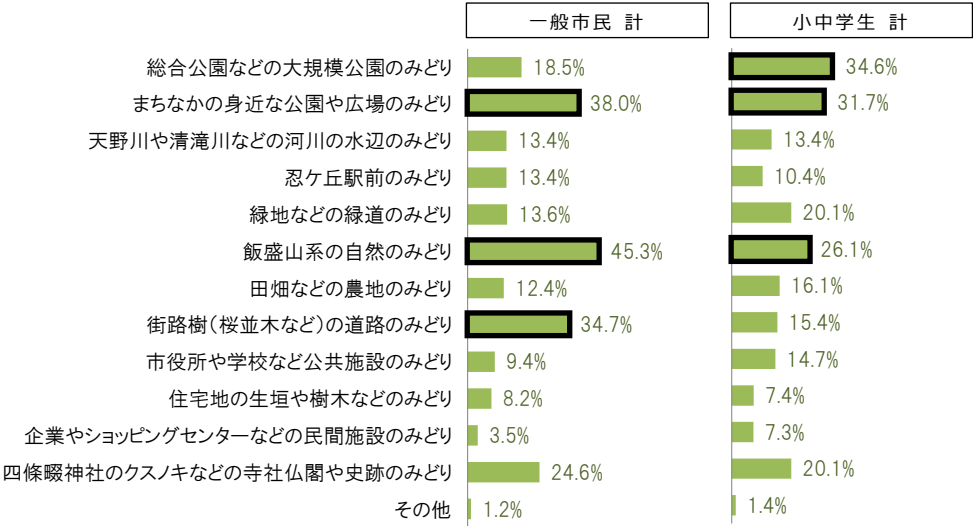
問. 四條畷市で行われているみどりに関する活動に参加していますか。

・活動への参加も4.5%であった。



<一般市民 計>

問. 四條畷市のみどりのうち、今後、増やす、守るべきと思うみどりは何ですか。



・一般では、「飯盛山系の自然のみどり」が約5割と最も高く、次いで「まちなかの身近な公園や広場のみどり」、「街路樹(桜並木など)の道路のみどり」の順で高くなっている。
・小中学生では、「総合公園などの大規模公園のみどり」が最も高く、次いで「まちなかの身近な公園や広場のみどり」、「飯盛山系の自然のみどり」で高くなっている。

6.みどりに対する課題の整理

本市は、北生駒山系をはじめ多くのみどりを有しており、自然が豊かなイメージもありますが、市民の「みどりに関する意識調査」（以後、市民意識調査という）において西部地域ではみどりに対する満足度が他の地域に比べ少し低くなっています。

今までの時代に比べ多くの公園やみどりを増やしていくことは難しく、市民が満足していただける公園をはじめとするみどりの「質」を高めていくことが重要な要素の一つです。

そのことから、本市がめざす、「住んでみたい」、「住み続けたい」まちづくりを実現するためにも、快適な都市環境、防災面での安全性などが求められており、市民が心身ともに健康で豊かに暮らせるまちの実現に向けて、みどり施策を推進する必要があります。

そのためには、既存のみどりも含め、今後創出するみどりについて、保全や適切な維持管理、市民のニーズを踏まえた公園のあり方など、みどりが持つ多様な機能が十分に発揮される種類の選択や配置などが必要であり、一定量のみどりの創出は確保しつつ、自然生態系の保全に配慮したみどりや、都市の身近なところで季節を感じさせる変化に富んだみどりなど、「質」を高める施策の転換も必要です。

(1) 現状の課題の整理

①豊かな自然、歴史のみどりの保全と活用

本市のセールスポイントとして「自然と歴史」があり、飯盛山系のみどり、四條畷神社等の寺社仏閣のみどりは市民意識調査でも好きなみどりとしてあげられています。

また、東部地域には昔からの集落と田園の風景が広がっています。豊かなみどりの山の風景や歴史的景観、田園風景は本市の特徴を表すシンボリックな要素であるため、次世代に受け継ぐためにも保全が必要です。

また、環境、防災上の観点や、都市と自然の両方の恵みを享受できる豊かな暮らしの充実のためにも、これらの自然、みどりの保全が必要です。その上で、レクリエーションや憩い、学びの場として積極的な活用を図り、暮らしの充実度を上げるだけでなく、人手や資金面の循環など、保全と活用が一体となった仕組みづくりが重要です。

②防災、環境に寄与するみどりの創出

道路などの連続した空間、公共施設は勿論、民有地における外壁や建築物の緑化など、延焼の遮断、まちの保水力の向上、安全な避難地、避難路の確保、ヒートアイランド対策などの視点で、まちや人を守るための防災、環境面の機能を発揮する効果的なみどりとオープンスペースの創出が必要です。

③公園等のオープンスペース、みどりの創出

都市公園等のみどりが少ない西部地域においては、市民意識調査において、身近なみどりに関する満足度が低い傾向が見られます。市の人口の8割以上を擁する地域であり、都市環境、防災、健康、レクリエーションなどの機能を効果的に発揮するみどりの創出が必要です。

今後、実施していく公共施設の再編整備において、地域のニーズや特性、みどりの連続性等を考慮し、一定の地域ごとに子どもたちが自由に遊べる公園やオープンスペースの創出、公共施設等における緑化の推進や敷地内の樹木が外からも見えやすくするなど、より多くのみどりを効果的に創出・共有する整備を進める必要があります。

④みどりのネットワークの形成

道路や河川など線状のまちの構成要素を活かし、みどりのまとまりや拠点施設を効果的につなぐ、みどりのネットワークを形成することが必要です。連続的なみどりは、山からの新鮮な空気の流れを生み市民の憩いや健康づくりに寄与する、生物の回遊や生息を促すなど、重要な役割を担います。

市民意識調査でも身近なみどりとしての認知度が高く、好きなみどりとしても上位にある道路の街路樹や河川における遊歩道については、都市景観に与える影響が大きな要素でもあるため、質へのシフトにより、みどりの満足度の向上、都市景観の向上への貢献が必要です。

⑤多様な生物を育むみどりの環境づくり

中部及び東部地域においては、連坦する豊かな自然、住宅地のみどり、田畑が多様な生物を育む一定の環境を形成しているため、これらの適切な維持、保全が必要です。

西部地域においては、みどりが少ないため、多様な生物を育むまとまったみどりや、みどりのネットワークをみどりの種類や配置も含めて効果的に形成する必要があります。

⑥市民とみどりの関わりの向上

四季を感じ、五感で楽しむなど、市民が日常生活において、みどりを身近に感じ、誇りと愛着を持ち、楽しむことができるみどりの景観や環境の創出と、それを市民等と協働で生み出す仕組みの創出が必要です。

市民意識調査では、みどりに関する活動の認知度が8%、参加経験ありが4%と極めて低いため、情報発信や機会創出を図り、みどりとの関わりを増やすことで、豊かな暮らしを実現し、市全体で「みどり」を日常に取り入れ、育てるとともに、市民やコミュニティが育つ効果も期待できます。

⑦豊かなみどりを実現する仕組みの構築と役割分担

豊かなみどりを実現するためには、市民、行政、事業者など（NPOその他の活動団体を含む）が意識を共有し、それぞれの役割に応じた取組の実施やそれぞれの連携が重要であり、そのための役割分担と仕組みづくりが必要です。

本市のみどりの課題は、前述のとおり大きく7つあげられます。課題に対応したみどりを生みだし、市民に効果的に活用し続けてもらうためには、「ひと」が重要です。本市ではその視点を踏まえ、みどりが持つ機能が効果的に発揮されるように努めていくため、以下の4つのキーワードに集約、整理を行いました。

課題				
①豊かな自然、歴史のみどりの保全と活用	●		●	
②防災、環境に寄与するみどりの創出	●			
③公園等のオープンスペース、みどりの創出	●	●		
④みどりのネットワークの形成	●	●	●	
⑤多様な生物を育むみどりの環境づくり	●			
⑥市民とみどりの関わりの向上			●	●
⑦豊かなみどりを実現する仕組みの構築と役割分担				●
課題を集約したキーワード	守る	楽しむ	誇る	育つ

(2) 改訂計画の視点

本市のみどりについては、みどりの量が十分ではないところもありますが、みどりが持つ機能が効果的に発揮されるように量だけでなく質を高める整備の推進が重要です。

みどりの量にとらわれず、効果的に機能を発揮できる質を高めることをめざす

上記を踏まえ、みどりの基本計画を改訂する上で必要な視点を以下に整理しました。

①みどりの量は保全しつつ、その見せ方、見られ方の検討

- ・単なるみどりではなく四季を感じ、五感を刺激する花、木の植樹
- ・見え方、見ることができる範囲、日陰のでき方などを考慮した効果的な配置
- ・市の特性や場所のシンボル性を表すようなみどりの創出

など

②都市公園等のニーズの多様化に対応した改良の検討

- ・特に西部地域における公園等のオープンスペースの効果的な配置の実現
- ・遊具の設置ばかりではなく、ボール遊びや多様な健康づくりなどの自由な使い方を可能にするオープンスペースの整備

など

③防災面に配慮したみどりの保全や配置の検討

- ・防災協力農地、街路樹等による延焼防止効果の活用
- ・山の保水力を維持するための森林の保全や、まち全体の保水力を向上させるみどりと土の空間の増加

など

④市民の意識醸成と地域コミュニティの成長

- ・学校教育を通じて子どもの頃からみどりに親しめる環境整備と、世代に関係なく楽しんで「みどり」を学べる環境整備
- ・みどりの魅力を知る、みどりを守る、育てるなどの活動の推進

など

⑤多様な生物の生息環境に配慮したみどりの保全や配置の検討

- ・生物の生息に適したまとまったみどりや、回遊に適したみどりのネットワークの創出
- ・多様な生物の生育環境に配慮した木や草等の種類の選定や配置

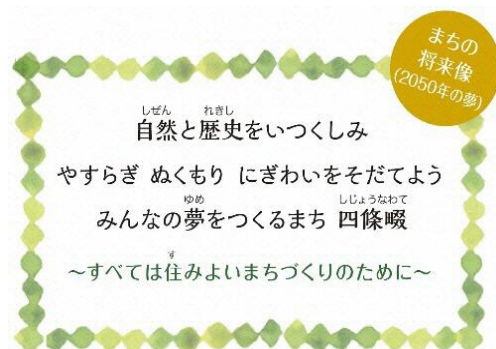
など

第3章 みどりの将来像と計画の目標

1. 基本理念とみどりの将来像

(1) 基本理念

本市のまちづくりは、第6次四條畷市総合計画で示しているように、「すべては住みよいまちづくりのために」とし、2050年にめざす将来像を右のように掲げるとともに、四條畷市シティプロモーション指針に基づき策定した、「しぜんたい、しぜんたい。」のブランドメッセージを発信し、自然と市民生活のほどよい距離感を大切にしています。



その将来像実現に向けて、まちづくりを進めていくには、みどりは重要な役割の一つといえます。

本市は四條畷神社をはじめ寺社などの歴史遺産とみどりの骨格となる北生駒山系の豊かな自然のみどりに恵まれたまちです。

西部地域には既成市街地が広がり、北生駒山系以東は住宅地がある一方で、多くの田畑が残る田園風景が広がり、大阪の都心に近いながらも、四季の移ろいを感じられるまちでもあります。

また、市街地に残る田畑、道路の街路樹や花壇など、みどりはまちや人々の暮らしに彩りをそえてくれます。しかしみどりを感じながらも身近にふれあえる空間はまだ少なく、みどりの持つ機能をまちの魅力として十分にに取り込み、活かしきれていません。

今後も市民の日常生活において、みどりを感じ、楽しみ、心地よく住みよい環境を創出するために、みどりの基本理念を設定し、わたしたちは将来世代に今のみどりを残すだけでなく、利用し、育てていきながら、みどりの豊かさが人々の心の豊かさに繋がるよう基本理念に基づき、「みどりの基本計画」を進めていきます。

豊かな自然、みどりに育まれ、
ひと、まち、くらしに心とむ 四條畷

(2) みどりの将来像

基本理念のもと、みどりの将来像を以下のとおり設定します。

本市のみどりの活動や交流の拠点となるみどりを、「自然のみどりの拠点」、「主要なみどりの拠点」、「地域のみどりの拠点」とし、その拠点を結び、市内のみどりの軸となるものを「主要な水のみどり軸」、「主要な道のみどり軸」、「自然の道のみどり軸」、「歴史のみどり軸」と位置づけます。

また、みどりの拠点間を結び、道路や河川のみどりをつなぎ、ネットワークの充実を図ることで、みどりが持つ様々な機能が効果的に発揮された、

「豊かな自然、みどりに育まれ、ひと、まち、くらしに心和む 四條畷」

をめざします。

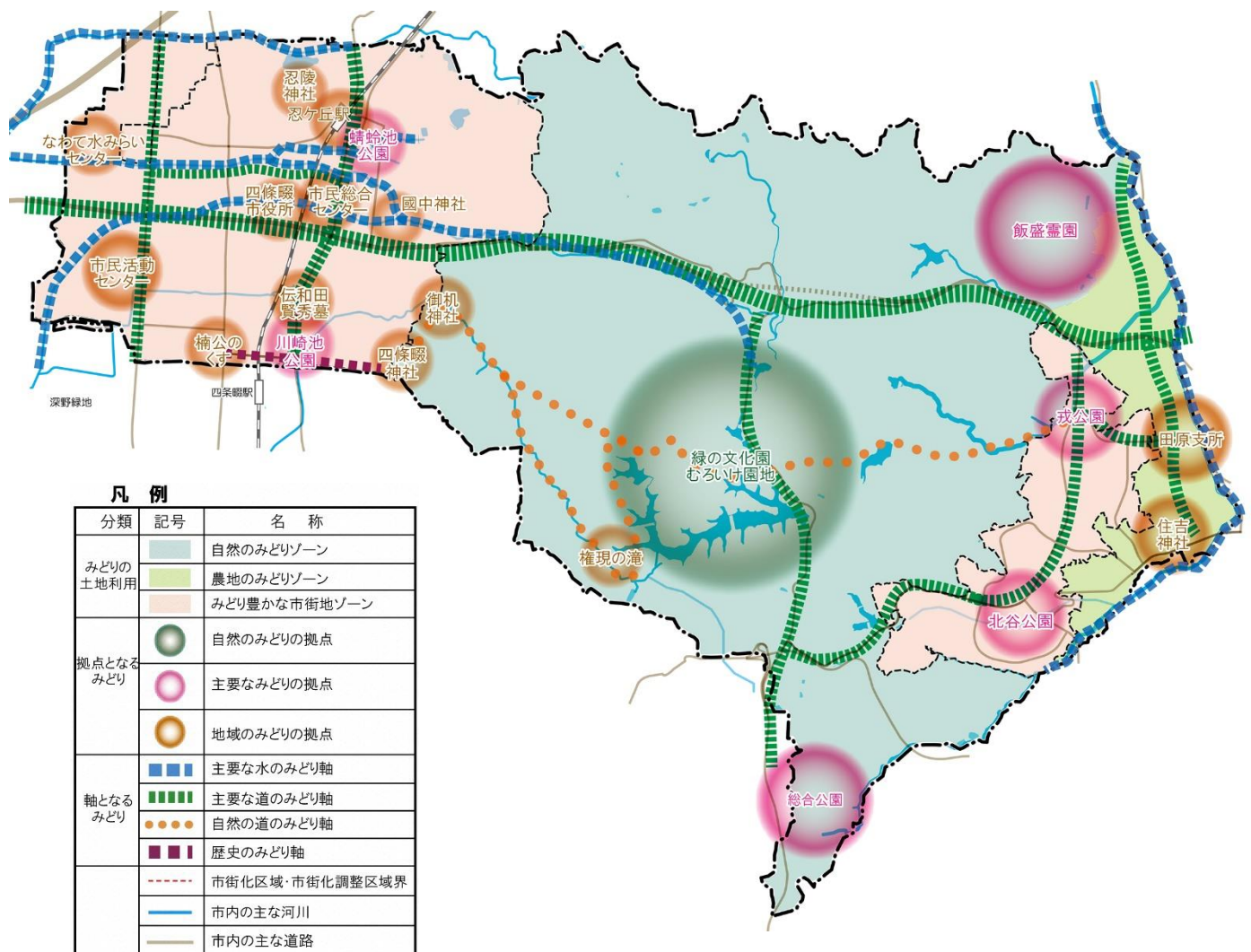
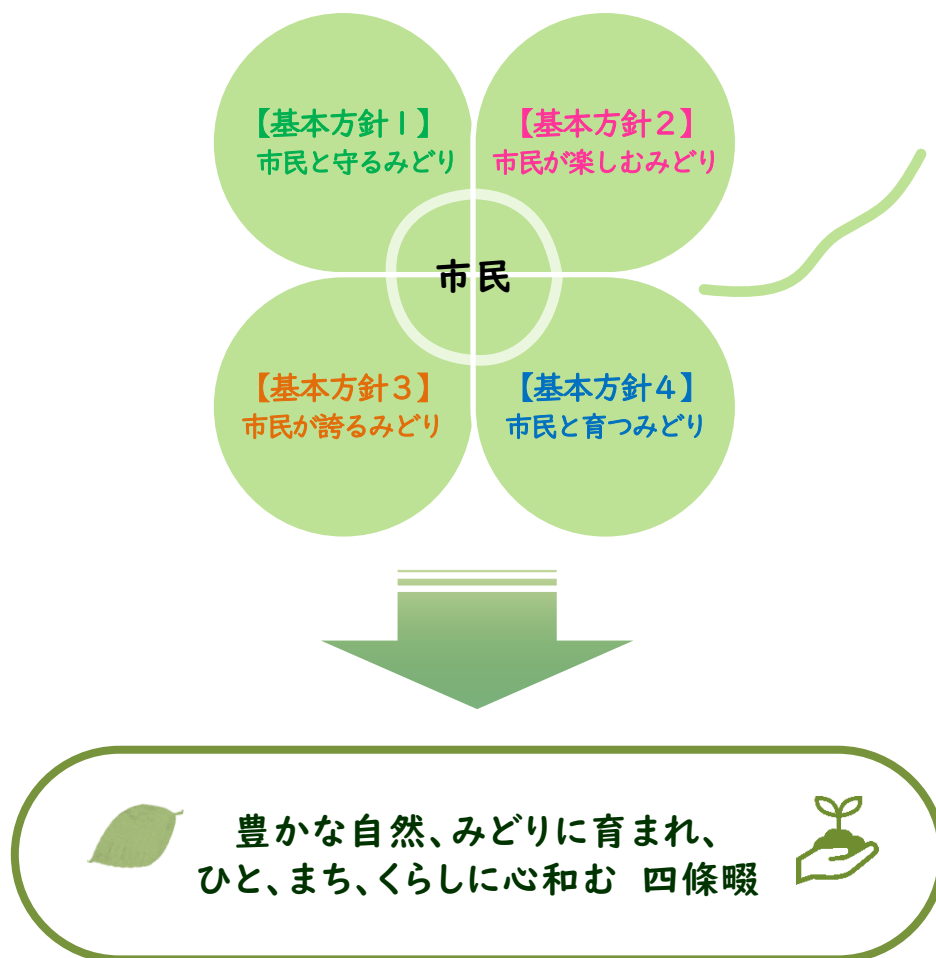


図. めざすみどりの将来像

2.みどりの基本方針

本市のみどりの課題に対応し、本市の持つみどりを最大限に活かしつつ、みどりの課題に対応し、市民が心地よく住みよい環境を創出していくために、豊かなみどりを守り維持していくため（今ある自然環境を本市の基本的な骨格としてのみどりを守る）の「**市民と守るみどり**」、みどりを感じ、利活用するため（自然が不足している市街地等の日常的な生活空間のみどりの質、量を向上させるための整え）の「**市民が楽しむみどり**」、みどりをつなぎ、身近に感じるため（みどりがもたらす恩恵を活かす）の「**市民が誇るみどり**」、愛着あるみどりを持続していくため（それぞれの取組には、人がかかわることが重要であり、みどりの大切さを維持・継承していくために育てる）の「**市民と育つみどり**」の4つの基本方針を定めます。

また、みどりを活かし、心地よく住みよい環境を創出するためには、市民、事業者、行政が一体となって取り組み、育てていく必要があります。



3.基本方針と方向性

みどりの基本方針より、以下の6つの方向性で取組を進めていきます。

1 市民と守る みどり

①豊かな自然環境を守る

市域の約3分の2を占める北生駒山系のみどりや、河川、ため池などは、多様な生物の生息地となっています。金剛生駒紀泉国定公園や近郊緑地保全区域を中心に関係法令に基づき保全、整備を図ります。緑の文化園や府民の森（むろいけ園地）一帯のみどりの拠点とし、豊かな自然環境や生物の生息環境の保全と維持を図ります。

東部地域の田園風景や市街地の生産緑地は、貴重なみどりの空間として、農業振興施策と連携しながら営農を促進し、保全に努めます。

豊かで身近にある自然を整備、保全し、市民に自然の恵みを享受できるよう取り組んでいきます。



写真. アドプトフォレスト
「冒険の森づくり」(p39参照)

出典: なわたの環境(四條畷市)

②まち・ひとを守る

市街地のみどりは、火災時の延焼防止の効果や、災害時の安全な避難地、避難経路として貴重なオープンスペースとして確保するとともに、市内の公園等に防災設備を備えるなど地域の安全性や防災、減災に取り組んでいきます。

昨今の夏の猛暑やヒートアイランドなどの暑さ対策として、学校等を中心にみどりのカーテンを作るなど、まちなかの緑化を推進していきます。



写真. JR 忍ヶ丘駅(東側出口)駅前広場

2 市民が楽しむ みどり

●憩い、楽しむ場を整える

山間部には、緑の文化園や府民の森（むろいけ園地）など、自然を体感できる場もあり、多くの市民が利用し楽しんでいます。しかし、西部地域においては、身近に感じ、楽しむことができるみどりがまだまだ少ない状況であり、東部地域も含め、維持管理や利活用など、地域に即した公園、広場などの配置や緑化を推進していきます。

既存公園などについては、行政だけでなく市民や団体等の参加や協力を得る等、民間と連携して、維持管理や利活用できる仕組み、体制づくりを進め、地域に愛され、楽しみ続ける場づくりに取り組んでいきます。



写真. 第10回みちくさ市
(四條畷市 川崎池公園)

出典: 2020 市政要覧(四條畷市)

3 市民が誇る みどり

●みどりとまち、ひとをつなぐ

本市には歴史的な遺産も多く点在し、東部地域には田園風景が残り、わたしたちに懐かしさを感じさせてくれます。四條畷楠木正行墓のくすは大阪府の天然記念物に指定されている等、まちのシンボルや景観を成すみどりを保全するとともに市内に点在するみどりをつなぎ、みどりを楽しみながら市民がまちを回遊できるようみどりのネットワークづくりに取り組んでいきます。



写真. 小楠公御墓所

4 市民と育つ みどり

①ひと、みどりを育てる

みどりの取組を進め、自然豊かなみどりを実現するには、継続したみどりの維持管理が必要です。そのためにみどりの活動を支える仕組みづくりに取り組んでいきます。今後少子高齢化が進む中で、みどりに関わる知識や技術等の継承など、人材育成が重要であり、次世代に続く人材の育成にも取り組んでいきます。また、限られた人材のなかで維持管理の方法についても検討していきます。

それらのみどりの取組は、行政だけでなく、市民や事業者等がそれぞれの役割に応じた取組を実施し、連携していきます。



写真．水辺の生物観察

出典：なわての環境（四條畷市）

②みどりの活動を育てる

みどりの取組については市民に知られていないのが実情です。まずはより多くの市民に本市のみどりを知ってもらい、関心を持ってもらうことが必要です。

市の広報誌やホームページ、SNSなどを活用して、市内外に広く発信していきます。

また、取組を発信することで、市内外で本市のみどりの活動を支えるサポーターを募るなど、みどりの取組や活動を共有できるプラットフォームとなる場をつくり、人と人、人とみどりをつなげ育てていきます。



写真．第12回なわて環境フォーラム

出典：なわての環境（四條畷市）

4.みどりの将来目標

めざす将来像に向けて、基本方針に沿って、取組を確実に進めていくために以下のとおり、目標を定めます。

市民と守る みどり

目標 1

現状のみどりの量を維持する（緑地の減少を抑える）

- ・緑地の約9割を占める地域制緑地は年々減少。継続して山や市街地のみどりを保全していくとともに、地域にあわせたみどりの配置や整備の検討を進め、みどりの質を上げていくことで緑地の減少を抑える。



市民が楽しむ みどり

目標 2

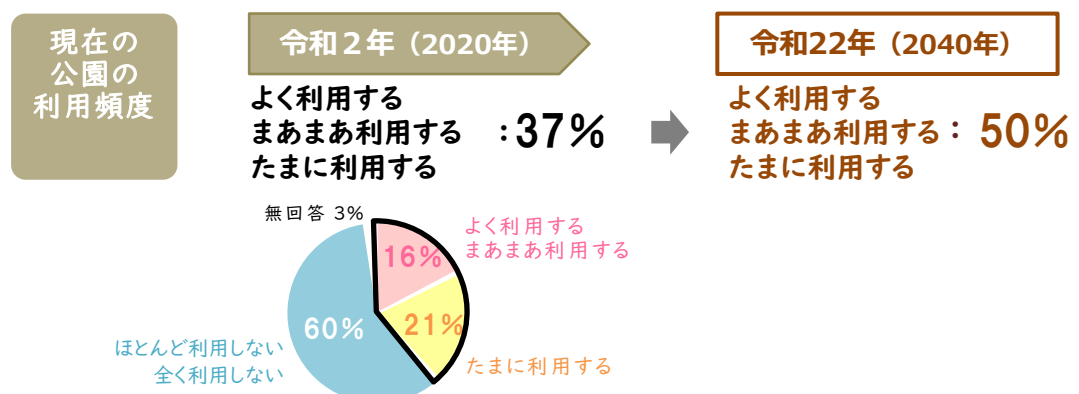
市民1人当たりの都市公園面積10㎡※をめざす 市民が使いやすい公園への改善を進める

- ・西部地域の公園の整備を行うとともに、既存の公園の改善を進める。



※四條畷市都市公園条例において、住民1人あたりの都市公園面積の目標値を10㎡としている

- ・市民の公園利用を増やす。



市民が誇る みどり

目標
3

みどりの満足度の向上

- ・本市のみどりの満足度を上げる。

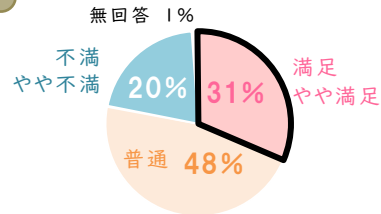
現在の
みどりの
満足度

令和2年（2020年）

令和22年（2040年）

満足、やや満足：31%

満足、やや満足：50%



市民と育つ みどり

目標
4

市民がみどりに関わる機会を増やす

- ・みどりの取組を市民に知ってもらう。

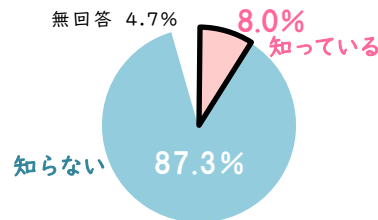
現在の
みどりの
取組の
認知度

令和2年（2020年）

令和22年（2040年）

知っている：8.0%

知っている：20%



- ・みどりの取組の参加者を増やす。

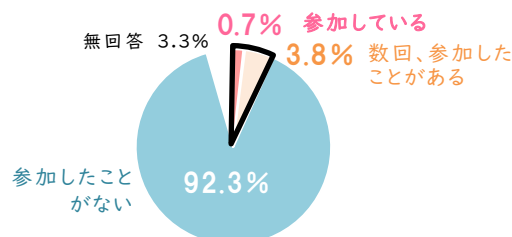
現在の
みどりの
取組の
参加割合

令和2年（2020年）

令和22年（2040年）

参加したことがある
数回、参加したことが
ある：4.5%

参加したことがある
数回、参加したことが
ある：10%



第4章 将来像の実現に向けた施策

1. 施策の体系

前項で、基本方針とその方向性を示しましたが、将来像実現に向けたまちづくりを進めるにあたり、基本方針及びその方向性に沿って、以下の施策を進めていきます。

基本方針		方向性	施策
豊かな自然、みどりに育まれ、ひと、まち、くらしに心とわ 四條畷	基本方針1 市民と守る みどり	①-1 豊かな 自然環境 を守る	施策1 北生駒山地の豊かな自然環境の保全 施策2 生物多様性の保全 施策3 農地、ため池の保全 施策4 生産緑地地区及び特定生産緑地地区の指定、保全 施策5 河川や水路の適正な維持管理 施策6 公園や緑地のみどりの維持、管理 施策7 市道のみどりの推進と維持管理 施策8 無秩序な開発の抑制
		①-2 まち、ひと を守る	施策1 市街地で公園、農地のオープンスペースの確保 施策2 公園等を活用した地域の防災力の向上 施策3 防災、減災につながる自然環境の保全
	基本方針2 市民が楽しむ みどり	② 憩い、 楽しむ場 を整える	施策1 公園、緑地の整備 施策2 既存の公園、緑地の利活用 施策3 (既存)公共施設等の緑化の推進 施策4 (新設)公共施設等の緑化の推進 施策5 駅前広場、公共施設などにおける花壇づくり 施策6 各種法令、規制に基づく緑化 施策7 住宅における民有地緑化の促進 施策8 みどりの拠点やみどりの骨格の整備、活用 施策9 遊休地等の活用
	基本方針3 市民が誇る みどり	③ みどりと まち、ひとを つなぐ	施策1 シンボルとなるみどりの保全 施策2 歴史遺産の保全 施策3 自然と潤いを与える環境資源による景観形成 施策4 みどりの拠点を結ぶネットワークの形成 施策5 東部地域の田園風景の継承
基本方針4 市民と育つ みどり		④-1 ひと、みどり を育てる	施策1 自然とのふれあう機会の推進 施策2 自然観察を実施する市民団体との連携 施策3 教育機関と連携したみどりの活動、学習の推進
		④-2 みどりの 活動を 育てる	施策1 みどりの取組の発信 施策2 みどりの顕彰制度の設置 施策3 みどりの活動団体への支援 施策4 本市のみどりを支える組織づくり

2.各施策

基本方針 1

市民と守る みどり

方向性①-1

豊かな自然環境を守る

施策 1

北生駒山地の豊かな自然環境の保全

市域の約3分の2を占めており、本市を代表とするみどりでもある北生駒山地は、良好な自然環境が保たれているものの、民有林においては減少しているところもあり、土地の所有者の高齢化や担い手の不足などにより、今のままでは現状を維持していくのが難しくなっています。

引き続き、良好な自然環境を維持していくために、金剛生駒紀泉国定公園や近郊緑地保全区域を中心に関係法令の厳正な運用により、保全などを図っていきます。

また、良好な自然環境を維持していくためには、北生駒山地全体で適正に管理していく必要があり、行政だけでなく市民や事業者等と連携した「アドプトフォレスト事業」の活用などによる取組を進めるとともに、山地美化キャンペーンを実施し、森林保全やごみの不法投棄防止等の自然環境保護活動への市民参加と意識啓発を進め、次世代へ、このみどりを継承していきます。

アカマツやクロマツが枯れる「マツ枯れ」や、コナラやミズナラなどが枯れる「ナラ枯れ」など、森林病虫害による森林被害については、大阪府や森林ボランティアなどと連携し、被害が拡大しないよう豊かな自然環境の保全に努めます。

取組など

アドプトフォレスト事業

- 大阪府が仲介となり、民間企業や団体などが、社会貢献活動として間伐や植樹などの森林整備に取り組みます。この活動により、生物多様性や景観の保全などに加え、森林本来の環境浄化機能を回復させる環境保全活動を推進しています。



写真. アドプトフォレスト事業

施策 2

生物多様性の保全

北生駒山地には、様々な生き物が生息しています。東部地域では平成7年から継続して定点観測が行われ、様々な動植物が確認されています。

今後も市民との協働により、生物多様性の保全に配慮した樹林地や草地、水辺などのみどりの維持管理を推進するとともに、必要に応じて植栽を行うなど、連続したみどりの形成に努めます。

また、生物多様性の認知度向上のため、イベントの開催や広報など多様な方法を用いた生物多様性の保全に関するとともに普及啓発に取り組んでいます。

取組など

親子でみる自然散策と水辺の生物観察

下田原生き物調査隊

ホタルの育成・観察会

里山一斉調査

- 公益社団法人大阪自然環境保全協会の主催により、昭和58年から毎年4月に大阪府内の十数地点で実施されており、田原の里山周辺では平成7年から継続して定点観測が行われています。平成28年の調査では右記の動植物などが確認されています。



写真．カスミサンショウウオ



写真．エナガ

施策3

農地、ため池の保全

市街化調整区域内の農地や、市街化区域内の貴重なオープンスペースである市街化区域内農地については、農空間保全地域制度や生産緑地制度などを活用するとともに、農業振興施策と連携しながら営農を促進し、保全に努めます。また、現在耕作できていない農地や今後耕作を継続できない恐れのある農地について、農地バンク制度により継続的な営農を促進します。

河川とともに、市街地における貴重な水辺であるため池については、防災上の観点を踏まえつつ、保全に努めます。その一方で、農地の減少や河川整備などにより、農業用水としての利水が減ってきているため池に関しては、水利関係者等と協議を行い、過去の事例（蜻蛉池公園、川崎池公園）を参考にしつつ、その活用を検討していきます。

取組など

貸し農園

- 土に親しみ生活に潤いをもたらす場を提供することで、都市農業の重要性を啓発するとともに、農地の保全を図ります。

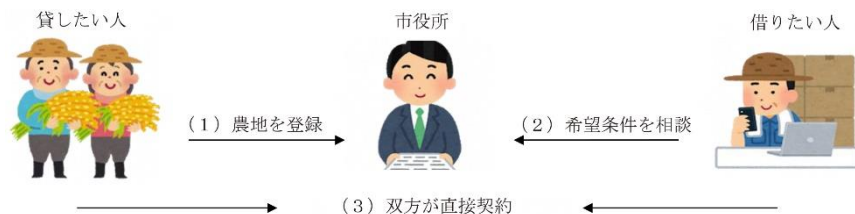


写真. 貸し農園

農地バンク制度

- 市内の賃貸借可能な農地を公表して利活用を促進するとともに、市が「貸す側」と「借りる側」の申請手続きをサポートします。

【制度のイメージ】



ため池の保全

- ため池については、防災公園の整備等の可能性を検討します。
- 大阪府と連携した、ため池調査



写真. 新池

施策 4

生産緑地地区及び特定生産緑地地区の指定、保全

生産緑地制度は、市街化区域内農地のうち宅地化する農地と保全する農地の区別を明確化することで、保全する農地に対する適切な都市計画上の措置を講じて、市街化区域内における緑地機能及び多目的保留機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資するため、平成4年から指定してきました。今後も、農地所有者等が長期間農地として管理が可能であり、生産緑地法及び都市計画運用指針並びに都市計画マスタープラン等関連する上位計画に基づく基準に適合する農地については、所有者等の意向を踏まえ、指定していきます。

また、生産緑地法の改正によって創設された「特定生産緑地」制度や、よりきめ細かな指定が可能となるよう指定面積基準を緩和した市条例の活用などにより保全に努めていきます。

取組など

生産緑地地区の概要（令和2年11月30日時点）

- 地区数：92地区
- 面積：約17.71ha



写真．生産緑地

施策 5

河川や水路の適正な維持管理

市内に権現川や清滝川、岡部川など流れており、河川や水路は、まちに潤いを与え、生き物の生息地にもなっています。また、みどりの拠点をつなぐネットワーク軸として重要な役割を持っています。

本市では、河川沿いに歩行者専用道路として緑道の整備を行っています。今後も、大阪府と連携し適正な河川の維持管理を行い、水辺環境の維持に努めるとともに、大阪府の「アドプト・プログラム」を活用し、地域に愛され大切にされる川づくりを進めていきます。

取組など

アドプト・リバー

- 大阪府が行っている「アドプト・プログラム」で、地元で愛される大切にされる川づくりをめざし、自発的な地域活動を河川の美化につなげるプロジェクトで本市も取組を進めています。



写真．アドプト・リバーの活動（岡部川）

施策 6**公園や緑地のみどりの維持、管理**

公園、緑地は市民が身近にみどりを楽しみ、憩い、ふれあうことができる場所です。市内には、土地区画整理事業等により整備された大規模な公園のある東部地域や、民間開発により整備された小規模な公園が多い西部地域など、様々な形で公園が整備されています。

そのようななか、整備後、長期間が経過した公園については、施設の老朽化が進んでおり、また、時代とともに市民ニーズが多様化しています。

今後は、施設の老朽化対策に努めるとともに、多様な市民ニーズの変化に対応していくため、公園の規模や利用状況等を踏まえ、市民や民間事業者等と連携、協働しつつ、公園や緑地のみどりを適正に維持管理ができるように取り組んでいきます。

取組など**公園・緑地等里親制度**

- 公園や緑地を養子に見立て、地域住民自らが楽しみながら緑化や美化清掃を行っています。それにより愛着がわき身近に感じてもらえるよう取り組んでいます。



写真．公園、緑地等里親の活動

施策 7**市道のみどりの推進と維持管理**

市内の道路には街路樹や草花が植えられ、市民意識調査においては、市の好きなみどりの上位に「街路樹（桜並木など）の道路のみどり」が挙がり、今後も増やすべきみどりとしても挙げられています。道路のみどりは、河川や水路同様、市内のみどりの拠点をつなぐ重要な役割を持っており、みどりの軸として必要な路線においては街路樹の規模や種類などを考慮し、緑化を推進していきます。

一方、街路樹による舗装面の根上がりや樹木の倒壊など、適正に管理をしなければ市民に危険を及ぼすことになります。市内の樹木等については、「四條畷市街路樹管理マニュアル」に基づき樹木の適正な維持管理を行っています。



写真．街路樹

施策 8**無秩序な開発の抑制**

市街地に隣接する農地や樹林地などの保全に努めるとともに、開発行為に対しては、周囲の自然環境に配慮した協議を行い、まちと自然の調和に努めます。

方向性①-2 まち、ひとを守る

施策1 市街地で公園、農地のオープンスペースの確保

公園、緑地の持つ役割に応じて、みどりによる延焼遮断帯の形成、災害発生時の避難場所や復旧活動の拠点などとして利用できるオープンスペースの確保に努めるとともに、まちなかの延焼防止効果を高めるため、沿道などの緑化を推進します。

また、防災協力農地登録制度の取組などを通してまちなかのオープンスペース確保を推進していきます。

取組など

防災協力農地登録制度

- 農地を生産面だけでなく、防災面でも重要な役割を担う場所であることを理解してもらうとともに、農地の保全を図り、災害時の避難空間や資材置場、さらには仮設住宅建設用地を確保します。



施策2 公園等を活用した地域の防災力の向上

地震や火災などの災害時に避難地となる公園を利用し、防災について楽しく学ぶことで、市民の防災、減災への意識向上を図ります。また、新たな公園整備を行う場合には、防災を考慮した公園整備に努めます。

施策3 防災、減災につながる自然環境の保全

都市基盤は整備されているものの、今後人口減少が進む中で、持続的な維持管理が課題となっています。そこで、自然の持つ多様な特性（法面保護や延焼防止などの機能）を活用し、インフラ整備などと連携することで、防災・減災に繋がるような自然環境の保全を検討します。

基本方針2

市民が楽しむ みどり

方向性②

憩い、楽しむ場を整える

施策1

公園、緑地の整備

公園、緑地は、時代とともに担うべき役割が変化し、多様化する利用者のニーズなどに対応していくことが求められています。

都市公園などにあたっては、多様化する利用者のニーズや地域性を踏まえた機能分担等による適正配置を図るとともに、公共施設の再編に向けた取組状況などを勘案し、必要性を充分検討のうえ、整備に取り組みます。

また、河川、ため池等の水辺空間や史跡等の歴史環境を活かした公園、緑地の整備に努めます。

取組など

四條畷市個別施設計画【公共施設】の推進

- 東部地域の市街地においては、計画的に公園を整備しています。しかし、西部地域の公園は、大きな公園もありますが、一定地域毎に自由に遊べる環境にはありません。

そこで、四條畷市個別施設計画【公共施設】においては、西部地域内に拠点となる公園の整備を掲げています。本市の一人あたりの公園面積は、府内の平均より高いものの、西部地域に限った場合、少ない状況のため、一定の地域ごとに子ども達が、自由に遊べる公園（広場を含む）を整備することにより、子ども達が安全に遊べる空間を確保し、子育てしやすい環境整備を進めていくこととしています。

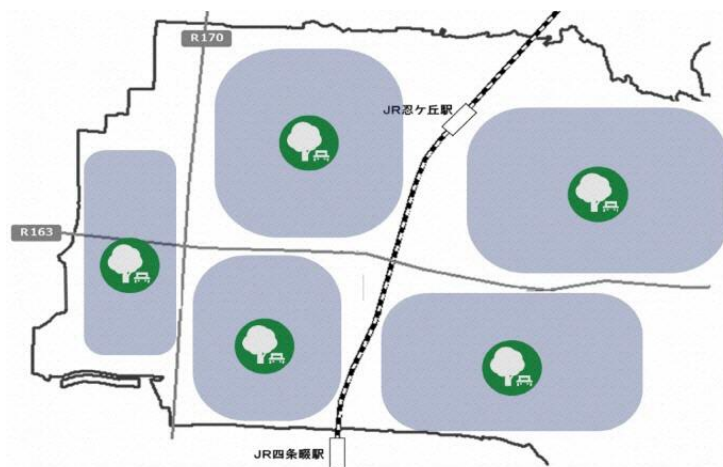


図. 西部地域の公園拠点整備のイメージ

出典：四條畷市個別施設計画【公共施設】令和2(2020)年1月

施策 2

既存の公園、緑地の利活用

既存の公園などについては、施設の老朽化、市民ニーズの多様化などへの対応が課題になっています。遊具及び樹木についても利用者の安全確保に配慮しつつ、効率的、効果的な維持管理が求められています。

今後はそれぞれのニーズに対応して、その都度整備し直すのではなく、市民自らが利用したい公園や地域の身近な公園となるよう機能分担を図るとともに、将来にわたり公園が地域住民の憩いの場や活動の場として、安全で快適に利用できるよう公園のあり方を検討し進めています。

取組など

地域を元気にする公園活用推進制度（パーク・チア）の検討

- 公園に対する多様なニーズを満たすため、行政主導の運営管理から住民自ら使いたい公園へと進化させる住民参加型の運営管理へ転換し、行政が画一的に管理する公園ではなく、「四條畷らしさ」である人と人とのつながりによる公園活用推進制度の構築をめざします。

民間活力を生かした総合公園の魅力向上

- 民間事業者の柔軟な発想に基づく幅広い事業アイデア、優れたノウハウを導入し、利用者の利便性やサービスの向上と経費縮減を行ない、公園全体の魅力向上を図っていきます。



施策3

(既存)公共施設等の緑化の推進

既存の公共施設にある緑地などについては、樹木の保護や育成など適正な維持管理に努めるとともに、施設などの整備に合わせ、新たに緑化を推進していきます。

また、学校などでのみどりのカーテン事業は、夏の暑さの緩和や育てた野菜を食すなど、みどりを育てる中で緑の役割や楽しさを知る機会でもあり、引き続き学校や市役所などの公共施設を中心に推進していきます。

取組など

緑のカーテン事業

- 建物の壁面をゴーヤやアサガオなどのつる性植物でカーテンのように覆うことで、窓からの日ざしを和らげるとともに、室温の上昇を抑える効果やヒートアイランド対策として期待されています。
- 本市においても、小学校等で取り組んでいます。



施策 4

(新設) 公共施設等の緑化の推進

本市が保有する公共施設等の多くは老朽化が進んでおり、これから一斉に更新時期を迎えようとしています。また、今後は人口減少や少子高齢化の進行により、公共施設等の利用需要が変化していきます。このような公共施設等を取り巻く社会情勢の変化に対応し、新たに公共施設を新設する場合には、その機会に合わせ、緑化を推進します。

また、みどりの量とは別に質を向上させるため、単なるみどりではなく四季を感じ、五感を刺激する花や木を植樹し、見え方や見ることができると、日陰のでき方などを考慮した効果的な配置に努めます。

公共施設の緑化は、十分なみどりを確保する観点から大阪府自然環境保全条例の対象外となる施設であっても、可能な限り大阪府自然環境保全条例の準用に努めます。

取組など

【参考】大阪府条例の基準

項	府有施設等の区分	緑化基準
一	建築物 及び その他敷地	緑化面積が次のいずれかにも該当するものであること。ただし、敷地面積から建築面積を除いた面積に建築物上における緑化面積を加えた面積が敷地面積の20%に満たない場合は、2及び3に該当することをもって足りる。 1 敷地面積の20%以上であること 2 地上部において次のア又はイに掲げる算式により算出した面積のいずれか小さい方の面積以上であること。 ア $(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 25\%$ イ $(\text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建蔽率} \times 0.8)) \times 25\%$ 3 建築物上において屋上面積の二〇パーセント以上であること
	その他の場合	緑化面積が地上部及び建築物上において敷地面積の20%以上であること。ただし、敷地面積から建築面積を除いた面積が敷地面積の20%に満たない場合は、緑化面積が地上部及び建築物上において次のア又はイに掲げる算式により算出した面積のいずれか小さい方の面積以上であること。 ア $(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 25\%$ イ $(\text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建蔽率} \times 0.8)) \times 25\%$
二	都市公園	緑化面積が敷地面積の50%以上(知事が別に定めるものにあたっては、90%以上)であること。
三	道路、港湾施設及び河川	知事が別に定める基準による。

- 緑量豊かな実感できるみどりづくりを推進するため、歩道部等の公共空間において、樹木や花々の植栽にあわせて、休憩施設を設置することにより、木陰でくつろぎながら草花を鑑賞することができる、質の高いみどりの空間づくりを検討します。

施策 5

駅前広場、公共施設などにおける花壇づくり

季節の彩りを与え、訪れた人がおもてなしの心を感じられるような、魅力的なまちなみを形成していくため、駅前広場や公共施設などにおける花壇づくりなどにより、草花や植栽で飾るとともに、市民協働による花壇管理を推進します。



写真. JR 忍ヶ丘駅駅前広場
(西側出口)

施策 6

各種法令、規制に基づく緑化

都市計画法に基づく開発行為等に対して、「大阪府自然環境保全条例」等の示している緑化率の確保に向けた事業者などとの協議を行い、敷地内の緑地の保全及び緑化を推進します。

施策 7

住宅における民有地緑化の促進

住宅地のみどりのまちなみ形成を促進するため、これまでに進めてきた生垣助成金制度を活用するとともに、都市計画制度である地区計画区域において、地区計画で定められた緑化等の基準に基づき、引き続き緑豊かな良好な街並み景観の形成を図ります。

取組など

まちなみの確保に向けた制度

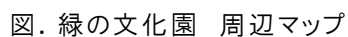
- 生垣助成制度

地区計画

一つのまとまりのある地区について、良好な市街地環境を創るために、関係法令よりきめ細かな開発行為の規制、建築物の用途等の制限を都市計画に定める区域のことをいいます。

- 田原地区地区計画
- さつきヶ丘地区地区計画





施策 9

遊休地等の活用

人口減少や高齢化により、市街地などでは、手入れされなくなった家や庭などが、防犯、景観上の課題となっています。そのため、除却された空家跡地などを利用して、所有者の意向に応じて緑化を図り、利用されなくなった土地を利活用できるように、人と場をつなげる仕組みや環境づくりに取り組んでいきます。

取組など

空家等を地域資源と捉えた利活用

- 空家等の利活用を希望する事業主体が取組を実施する際には、市がマッチングを支援することで、まちなかの低未利用地の活用を促進します。

基本方針3

市民が誇る みどり

方向性③

みどりとまち、ひとをつなぐ

施策1

シンボルとなるみどりの保全

緑の文化園や府民の森（むろいけ園地）
一帯の豊かなみどりや飯盛霊園の桜並木
等、みどりの拠点として市民が利用し、楽
しむだけでなく、生き物の生息地やまちの
景観を形成するなど、環境や防災などの重
要な役割を担っています。

まちのシンボルとなるみどりや、まちの
骨格を形成するみどりについては、市民が
愛着を持ち、次世代に継承するため、市民
や事業者と連携・協働しながら、保全に努
めます。



施策2

歴史遺産の保全

本市には、天然記念物に指定されている
「楠木正行の墓のくす」や、大阪府指定史跡
に指定される忍岡古墳、有形文化財である住
吉神社の石槽など多くの歴史遺産が保全され
ています。

楠正行の墓所にある樹齢500年以上の
クスノキの大木があり、このクスノキは正行
が亡くなってから約80年後の正長二年（1
429年）に植えられたと言われています。
もとは2本のクスノキであったのが、正行の
墓石を包みこみながら成長し、現在のような
1本の姿になっており、広く市民に親しまれ
ています。

今後も、四條畷楠木正行墓のくすをはじ
め、多くの歴史遺産について市民や事業者
と連携、協働しながら次世代に継承するた
め、保全に努めます。



施策 3

自然と潤いを与える環境資源による景観形成

「大阪府景観計画」に基づく取組を踏まえ、歴史文化との調和やつながりに配慮しつつ景観形成を進めるとともに、旧東高野街道などの歴史文化とも調和した空間の形成を推進します。



施策 4

みどりの拠点をつなぐネットワークの形成

生物の生息、景観形成や防災、散策、憩いの空間など、みどりの持つ多様な機能を活かしながら、樹林地やため池、河川、公園、緑地、街路樹、農地など本市に存在するみどりを利用し、水とみどりのネットワークを形成します。



施策 5

東部地域の田園風景の継承

東部地域には田畑が多く残り、季節の移ろいを感じさせ、人々に懐かしさを与えてくれますが、田畑は減少傾向にあります。

農地として農業振興施策や教育機関と連携しながら、みどりの重要性を伝え、営農を促進するとともに、大阪府と連携して農業振興地域制度を活用し、田園風景を継承します。



取組など

農業振興地域制度

基本方針 4

市民と育つ みどり

方向性④-1

ひと、みどりを育てる

施策 1

自然とのふれあう機会の推進

北生駒山系の豊かなみどりを今後も維持していくには、みどりを育てていくとともに、その活動に参加する人材も育てていく必要があります。市民意識調査では市民のほとんどがみどりの活動について知らない状況となっています。まずは本市のみどりを知ってもらい、関心を持ってもらうことが重要です。

みどりの活動をする団体等と連携し、市民に知ってもらう機会の場を提供し、みどりの関心を高め、みどりの活動をする人材を育てる取組を進めます。

取組など

なわて山守り隊

- 草木の知識や山歩き、伐採体験を学べる「里山保全リーダー養成講座」を開講し、開講後はボランティア団体のなわて山守り隊として活動し、里山保全や市内の緑地等に寄与しています。

市立環境センター修景施設の活用

- 環境教育、環境学習の場として利用、市民のやすらぎの空間として施設の利用の促進を図ります。

自然環境関連施設との連携

- 自然観察会や学習会などの実施にあたっては、市立野外活動センター、緑の文化園や府民の森（むろいけ園地）「森の工作館」などの自然環境関連施設とも連携しながら積極的に活用し、自然環境の学習拠点として周知を図ります。

施策 2

自然観察を実施する市民団体との連携

「なわて自然観察会」とともに、広く市民に自然とのふれあいを促進するようなイベントなどへの支援を行います。

市内で環境保全活動に取り組んでいる市民活動団体と連携を図り、調査研究の発表の場としてシンポジウムを開催し四條畷市の自然のすばらしさについて市民に周知を図ります。

取組など

親子での自然散策と水辺の生物観察の実施

- 「なわて自然観察会」のように、広く市民に自然とのふれあいを促進するようなイベントなどへの支援を行います。
- 市内で環境保全活動に取り組んでいる市民活動団体と連携を図り、調査研究の発表の場としてシンポジウムを開催し、四條畷市の自然のすばらしさについて市民に周知を図ります。



写真. 水辺の生物観察

施策 3

教育機関と連携したみどりの活動、学習の推進

北生駒山系の豊かなみどりを今後も維持していくには、みどりを育てていくとともに、その活動に参加する人材も育てていく必要があります。

教育機関と連携し、みどりに関する体験（農業、生き物観察、食など）を通して、みどりについて知ってもらい、次世代への人材の育成につなげていきます。

取組など

下田原生き物調査隊（再掲）

- 環境教育、環境学習の場として利用、市民のやすらぎの空間として施設の利用の促進を図ります。

大学や研究機関等と連携

- みどりに関する活動の場を提供し、本市のみどりの維持、管理への協力につなげるなど、大学等の人材、技術、情報を活用した、みどりの維持管理等を協働で取り組んでいきます。

方向性④-2 みどりの活動を育てる

施策 1 みどりの取組の発信

市民意識調査では市民のほとんどがみどりの活動について知らない状況となっています。まずは本市のみどりを知ってもらい、関心を持ち、ひいては活動に参加してもらうために、各種事例や取組の紹介などを市の広報誌やホームページ、SNS等を活用し発信していきます。また、市民が知りたいみどりに関する状況を提供するなど、みどりの情報交換の場づくりも進めていきます。

取組など

市ホームページやSNS等を活用した市内外への情報発信

- みどりの活動について、市の広報誌やホームページに掲載するなど情報を発信するとともに、みどりの状況や活動などの情報を集めたホームページの作成、情報交換の場づくりなどを進め、市民への周知を進めるとともに市内外の人にも活動を知ってもらう場づくりを進めていきます。

施策 2 みどりの顕彰制度の設置

後世に残すみどりを守り育てている人や、みどりの創出に貢献している人など、その保全、緑化活動に対して貢献された方に顕彰する制度の設置を検討します。

施策 3 みどりの活動団体への支援

みどりの活動団体への支援については、大阪府のみどりづくり活動助成や緑化樹配付事業を活用するとともに、資機材の提供などを検討します。

施策 4

本市のみどりを支える組織づくり

行政や市民、事業者だけでは、本市のみどりを保全し、創出し続けるには限界があります。みどりを継続して守り、伝えていくには広く人材を集め、みどりを通してまち、地域づくりをしていく必要があります。

そのために市内外から、本市のみどりに関心のある人や、活動をしたい人等が情報を共有し、交換ができ、結びつくことが重要であり、本市のみどりに関わりある人を増やしていきます。

取組など

本市のみどりのサポーター

- 市内外からみどりの活動に協力、賛同する人や本市のみどりが好きな人、活動したい人等、本市のみどりの活動応援隊となる人を集めます。

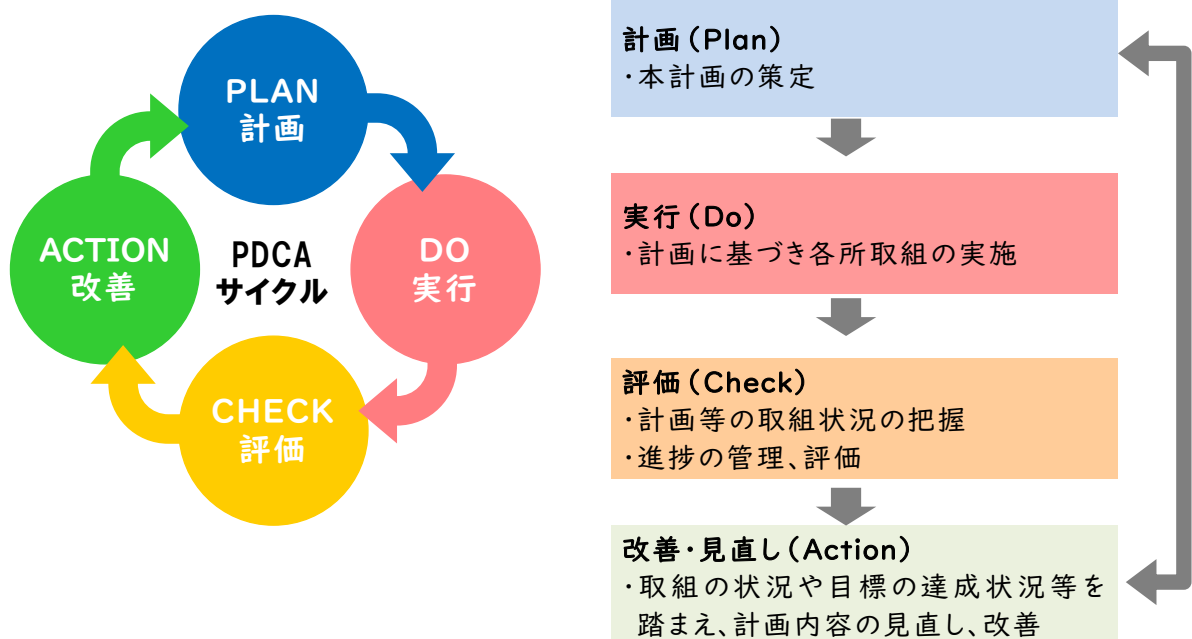
第5章 取組の進捗管理と体制

1. 取組の進捗管理

次期改訂までの20年間の取組を計画的に推進していくためには、取組を着実に進め、その成果について検証し、定めた目標、将来像が達成されるよう、常に修正や改善を行っていく必要があります。

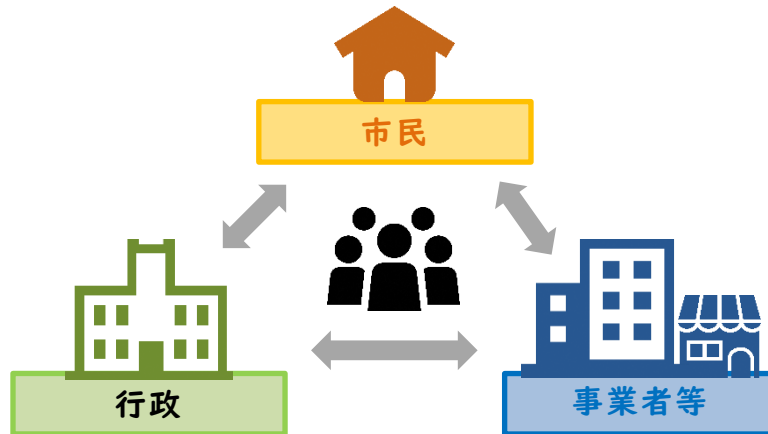
本計画の進捗管理については、PDCAサイクルを導入し、下図の流れを順次実行し、定めた目標の達成状況の把握、評価、計画の改善、見直しを行うため、将来像の実現に向けた各施策の進捗について、原則、毎年度関係各課へのヒアリング等を行い、実施した取組も含めて公表してまいります。

また、計画の中間期以外において、社会情勢の変化や関連計画等の改訂等、必要に応じて計画の検証や見直しを実施していきます。



2. 取組の推進体制

みどりの基本計画に定めた施策の推進は、行政だけでなく、市民や企業の協力が不可欠です。めざす将来像に向け、取組を進めていくにも、市民、企業、行政の役割を明確に位置付けながら、取組を展開していく必要があります。



(1) 市民の役割

市民は、さまざまなみどりの保全活動や地域の特性に応じた緑化活動への参加、自主的なみどりの保全、創出活動など、市民一人ひとりが主体性を持って、みどりを守り、楽しみ、育みながら、積極的に活動に参画することが重要です。

みどりを通して、地域や人とのつながりを築き、まちづくりの理解を深めていくために、イベントの開催や啓発等に取り組んでいきます。

(2) 事業者等の役割

事業者等は、周辺のみどりや自然環境、景観に対して配慮し、事業者の責務としてのみどりの保全と緑化に積極的に取り組んでいきます。

(3) 行政の役割

行政は、市内に残る緑地の保全や公園の整備、公共施設の緑化等を積極的に進めていきます。市民、事業者等、地域に関わる様々な主体と積極的な連携、協働を行い、施策に取り組んでいきます。市民や事業者にみどりの保全、活動に理解と協力を得られるように、みどりについて学ぶ機会や情報の提供を行い、みどりのまちづくりへの理解を深めてもらうことも重要です。また、みどりの取組、活動などの状況が共有でき、意見交換ができる場づくりも検討していきます。



参 考 資 料



1 策定までの流れ

(1) 四條畷市緑の基本計画策定検討会

みどりの基本計画の改訂にあたり、学識経験者や地域を代表する市民の方などで構成する「四條畷市緑の基本計画策定検討会」を設置し、検討を行いました。

	開催日	検討内容	備考
第1回	令和2年 10月21日	・緑の基本計画の概要 ・改訂の背景、計画の位置づけ ・みどりの現状について ・市民アンケートの実施 など	
第2回	令和3年 3月25日	・みどりの基本計画(素案)の確認	
第3回	8月20日	・府の意見の状況を踏まえた原案の確認	※書面開催
第4回	12月23日	・四條畷市みどりの基本計画(案)の確認	

(2) 委員名簿

「四條畷市緑の基本計画策定検討会」の構成メンバーは以下のとおりです。

委員区分	所属及び役職	氏名
学識経験者	摂南大学理工学部都市環境工学科 教授	◎熊谷 樹一郎
	近畿大学 経済学部 経済学科 (環境経済学専攻) 特任講師	○石村 雄一
緑化関係団体	四條畷市緑化推進委員会 会長	猿屋 勝利
	四條畷市緑化推進委員会 委員	溝口 俊雄
	四條畷市公園・緑地等里親会 会長	石井 政彦
農業関係団体	大阪東部農業協同組合 部長	二俣 公俊
環境関係団体	四條畷市環境審議会 委員	犬伏 令子

◎会長 ○副会長

(敬称略、順不同)

(3) 市民への意見聴収等

1) 市民のみどりに対する意識調査の実施

市民のみどりなどに対する意識を把握するために、「みどりに関する意識調査」を実施（p 22に記載）

実施時期： 令和2年11月の2週間

調査対象： ①四條畷市の一般市民1,000人

（無作為抽出し、郵送にて配布、回収 回収率42.6%）

②市内の小学6年生465人、中学2年生465人、計930人

（学校の協力により配布、回収）

2) パブリックコメントの実施

令和3年9月17日から10月18日までの約1カ月間、四條畷のみどりの基本計画（原案）に対する意見募集（パブリックコメント）を実施

2 関連する条例

みどりの基本計画に関連する条例は以下のとおり

●大阪府

- ・大阪府環境基本条例
- ・大阪府自然環境保全条例
- ・大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例

●四條畷市

- ・四條畷市環境基本条例
- ・四條畷市都市公園条例
- ・四條畷市緑地等の管理に関する条例
- ・四條畷市緑化基金条例
- ・四條畷市生活環境の保全等に関する条例
- ・四條畷市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

3 用語解説

あ行

●アドプト・プログラム

大阪府が管理する道路や河川、公園等の施設について、地元自治会や企業などの団体が自主的に清掃や緑化などのボランティア活動を実施する場合に、府と関係市町村が協力して支援し、地域の環境美化に取り組むもの。

●アドプトフォレスト

球温暖化防止や生物多様性確保のため、事業者等の参画により、放置された人工林や竹林など荒廃した森林を広葉樹林化することを目的に、大阪府が希望する事業者と森林所有者の仲人となり活動場所を決め、活動場所となる市町村と大阪府、森林所有者、事業者、活動指導団体間で、活動内容や役割分担等を含む「協定」を結び、その上で、事業者等は対象地域で間伐や植樹、下草刈りなど森づくりの活動を行う取組。協定の期間は原則として5年単位で継続も可能。

●生垣助成金制度

ブロック塀を取り壊して生垣にしようとする場合や、新たに生垣を設置する場合に、一定要件に該当する場合について市から助成金が支給。

●延焼防止帯

大規模地震などによって発生した火災の燃え広がりなど、被害の拡大を押さえるために、広場や公園、広幅員道路、沿道の耐火建築物等、延焼を防ぐ空間のこと。

●大阪府自然環境保全条例

大阪府環境基本条例の理念にのっとり、自然環境の保全、回復及び活用、緑の創出並びに生態系の多様性の確保を推進することにより、豊かな自然と人々が触れ合う場が確保され、ヒートアイランド現象の防止をはじめとする都市環境の改善等、広く府民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の府民に継承できるようにし、現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的に制定された条例。

●大阪平野

摂津平野、河内平野、和泉平野を合わせた大阪府の大半を成す。

大阪平野の中心をなす大阪市及びその周辺地域は、淀川、大和川の営む堆積作用によって生まれた土地であり、上町台地一帯を除いては概して低地である。

●屋上緑化

建築物の断熱性や景観の向上などを目的に、屋根や屋上に植物を植え緑化すること。

都市におけるヒートアイランド現象の緩和、美しく潤いのある都市空間の形成、都市の低炭素化等の観点から、取組が進められており、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）内の対策のひとつである、「ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化」において、屋上緑化の推進が位置づけられている。

か行

●開発公園

本市の開発指導要綱に基づき設置された公園。

●河川区域

川の水が常時流れている区域及び河川管理施設（堤防、水門、護岸）の敷地である土地の区域等のこと。

●河川緑地

都市計画法（法第11条第1項第3号）に基づく都市施設としての緑地。河川の高水敷及び水面を中心に都市計画決定されている。

●近郊緑地特別保全地区

近郊緑地保全区域内で、特に保全による効果が著しく特に良好な自然の環境を有する土地の区域。

●近郊緑地保全区域

「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」第5条の規定に基づき、近畿圏の近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大きく、かつ、これを保全することによって得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地についてした区域。

●クラフト

手づくりによる工芸品のこと。

●公開空地

総合設計制度に基づいて、敷地内に一定の歩行者等が日常自由に通行又は利用できる空地のこと。

●港湾緑地

港湾における就労環境や生活環境の向上並びに良好な自然環境の保全や向上等に資するための港湾環境整備施設（緑地、海浜、植栽、広場、休憩所等）のこと。

●国民公園

環境省が管理する公園の一つで、皇居外苑、京都御苑、新宿御苑が昭和22年より「国民公園」として、広く国民に開放され利用されている。

●こどもの国

日本各地の地方公共団体や法人により独自に設置運営される児童厚生施設。

●金剛生駒紀泉国定公園

大阪府と奈良県にまたがる、生駒、葛城、金剛、岩湧などの優れた山脈景観と、その裾野に点在する社寺、旧跡などの価値が高く評価され、昭和33年4月10日、「金剛生駒国定公園」として指定され、平成8年10月には和歌山県との府県境に連なる自然豊かな和泉葛城山系が編入され、名称も「金剛生駒紀泉国定公園」と変更。

現在は、ハイキングや自然観察など年間約1,900万人が利用。

さ行

●里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成され、農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた地域。

●里山保全リーダー養成講座

自然を守り、次世代に自然資源を引き継ぐため、里山や森林についての講義や、植樹や間伐などの実習を通して、里山保全の知識を学ぶ講座。自然資源を守る人の育成を行う。

●四條畷市街路樹管理マニュアル

街路樹について良好な状態を維持できるよう、植栽の管理基準を定めたもの。

●四條畷市立環境センター修景施設

平成14年7月に開設された施設で、里山の風景の再現を基本的なテーマとし、昔の民家を再現した「管理棟」をはじめ、「生き物の池」、「体験水田」、「せせらぎ」などを配した施設で、動植物の生息にも配慮している。

環境意識の普及と向上を図るため、市民への施設利用に供するとともに、里山の復元をテーマとした良好な環境づくりのため施設の維持管理に努めている。

●自然環境保全地域

自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域。

●自然公園

自然公園法に基づき指定されており、規模や景観の程度によって、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に区分され、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養等に資することを目的としている。

●児童遊園

児童福祉法第40条に規定されている、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする屋外型の児童厚生施設。

●忍岡古墳

古墳時代前期(約1700年前)の前方後円墳で、全長約87m、高さ約6m、後円部の直径約45mある。現在は後円部の墳丘上に式内社の忍陵神社が鎮座。

●下田原生き物調査隊

田原地域の天野川において、地元の田原小学校の児童を対象とした生き物調査を、平成14年度より、大阪府中部農と緑の総合事務所、ビオトープ田原里山の会、アダプト・リバーとして活動している田原・天野川を美しくする会及び市が協力して実施している調査で、農林水産省と環境省が連携して行っている「田んぼの生き物調査」の一環として位置づけられている。

●市民農園

市民の余暇の充実、農地の有効利用等を目的に、農家が経営する農園を一般市民が利用できるよう、市が指定したもの。

●市民緑地

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、地域の人々が利用できる公開された緑地。

●循環型社会

できる限り廃棄物を再資源化させることによって、資源、エネルギーの投入量及び不要物の排出量を少なくさせる、環境にやさしい社会。

●樹林地

都市緑地法においては、当該土地の大部分について樹木が生育している一団の土地のこと。

●植樹帯

良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図るために、道路に帯状に設けられた樹木を植栽した部分。

●醸成

雰囲気や気分をかもしだすこと。また、機運をつくりだしたり、騒ぎをひきおこす状況をつくりだしたりすること。

●石槽

本市上田原地区の住吉神社境内にあるものは、鎌倉時代の石風呂。体を清めるためのもので、内部は丁寧に削られていて底の一端には水抜き用の孔(あな)がある。

●生産緑地

公害及び災害の防止や農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成・環境保全などの目的で、計画的に保全を図る市街化区域内の農地・森林など。

●生産緑地制度

市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している500㎡以上^{*1}の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る制度で、市街化区域農地は宅地並み課税がされるのに対し、生産緑地は軽減措置が講じられる（*1：市区町村が条例を定めれば、面積要件を300㎡まで引き下げることが可能）

●生産緑地地区

市街化区域内において緑地機能及び多目的の保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的に、都市計画の「地域地区」のひとつとして定められた区域。

●生産緑地法

生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的に定められた法律。

●生物多様性

以下の3つの内容を表す概念。

①地球上に様々な生態系が存在すること、②様々な生物の種どうして様々な差異が存在すること、③一つの生物の種の中にも様々な差異が存在すること。

平成20年（2008年）に定められた生物多様性基本法では、生物多様性の恵みは人類存続の基盤であり、国・地域の固有の財産であるといわれている。

●瀬戸内式気候型

瀬戸内海沿岸地方を中心とする、日本の気候類型の一つで、太平洋岸式気候の一種。

四周を山地に囲まれ、春、梅雨季、台風季には雨も降るが日本の寡雨地帯であり、日射も多いことから、蒸発散も多く夏には干害も頻発する相対的な乾燥内陸盆地型の気候。

た行

●谷底平野

中流部では、上流部から運ばれた土砂が堆積し、山地の間を埋めた比較的幅の広い平坦な土地のこと。

●地域森林計画対象民有林

森林法第5条に基づき、都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区別に5年ごとに10年を1期としてたてる地域森林計画の対象となる民有林のこと。

●治水緑地

大雨の時には河川からの洪水を計画的に一時貯留することによって、河川の水位低下と流量負担軽減を図り、洪水による被害を防止する。普段は運動広場や公園等に利用されているものもある。

●沖積平野

河川の堆積作用によってできた平野。

●田園居住地域

田原存在集落及びその周辺地区で、集落内生活環境の整備と農業生産基盤の保全・整備が求められる地域。

●特定生産緑地制度

都市農地を保全するため、平成29（2017）年5月の生産緑地法の改正により創設された制度であり、指定から30年が経過しようとしている生産緑地について、特定生産緑地の指定を受けることで、引き続き10年間の特例措置が延長される。

●特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、豊かな緑を未来へ継承するために、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を指定するもの。

税金の優遇等により樹林地を所有する負担を軽減することができる一方、建築行為や木竹の伐採など、緑を守るために支障となる行為は制限がかかる。

●都市気象

都市化に伴う人間活動での人工熱や大気汚染物質の放出、建造物の増加と高層化、アスファルト化の進行などにより気候因子が変化することで見られる、都市部特有の気候（気象現象）のこと。

●都市計画マスタープラン

正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」といい、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるもの。

●都市公園

国営公園及び地方公共団体が設置する公園および緑地のこと

都市公園は、住区基幹公園（街区公園・近隣公園・地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、国営公園、緩衝緑地等（都市緑地、緑道等）の種類がある。

●都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めた法律。

●都市緑地法

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等を定めた法律。

●土地区画整理事業

市街地の総合的な整備、造成を目的とする代表的な市街地整備手法で、土地の交換分合、区画形状の変更などを実施して、面的整備を図るもの。

な行

●なわて自然観察会

平成20年度に市が主催した「四條畷市自然観察リーダー養成講座」の受講生が、平成21年4月に四條畷市の自然観察及び環境の保全活動を通じて、自然を愛する人を増やすことを目的とした「なわて自然観察会」を立ち上げ、会員相互の親睦と交流を図ると共に生物の観察会の活動を行っている。

●農業公園

農業パークとも呼ばれ、自然とのふれあい、園芸、造園、農業への理解と環境・食の教育（食育）を目的としたレクリエーションの場として、農林水産省の主導により全国各地に整備される施設。

●農業振興地域

市町村が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域で農地転用は禁止されている。長期にわたり総合的に農業振興を図る地域。

●農空間保全地域制度

「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」（平成20年4月施行）に基づき、農業者だけでなく府民の幅広い参加による農空間の保全と活用を図るために、農業振興地域内の農用地や市街化調整区域内の概ね5ha以上の集団農地、生産緑地等を農空間の公益性を発揮させるべき区域として指定された区域のこと。

●農用地区域

農用地等として利用すべき土地の区域

農用地区域に含める土地として、集团的農用地（10ha以上）、農業生産基盤整備事業の対象地、土地改良施設用地、農業用施設用地（2ha以上又は集团的農用地または農業生産基盤整備事業の対象地に隣接するもの）、その他農業振興を図るため必要な土地がある。

●のり面保護

雨水浸食の防護、斜面で発生する落石や崩壊、地すべり等を防止すること。

は行

●微気候

地表面に接する大気層の気候。地表に生活する植物群落などによって影響され、独特の気候条件を形成し、地表近くで生活する生物の生活に大きな影響を与える。一般に、気候変化の比較的少ない空間として作用する場合が多く、生物の生活に直接影響する環境因子となる。

●ヒートアイランド現象

都市では高密度のエネルギーが消費されており、加えて都市の地面の大部分はコンクリートやアスファルトなどの乾燥した物質で覆われているため水分の蒸発による温度の低下がなく、日中蓄えた日射熱を夜間に放出するため、夜間気温が下がらない状態になる。この結果、都市部では郊外と比べて気温が高くなり、等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見えることから、ヒートアイランド現象と呼ばれている。

●風致地区

都市における風致を維持するために定められる都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるもの。10ha以上は都道府県・政令市が、10ha未満は市町村が指定し、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（以下、「風致政令」という。）で定める基準に従い、地方公共団体が条例（以下、「風致条例」という。）を制定することとしている。

●風土

主にある土地の気候・気象・地形・地質・景色（景観）などの総称という概念で使われる用語。

●保安林区域

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、森林法第25条の規定に基づき農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林の区域。

●保存樹・保存樹林

都市における美観風致の維持を図るため、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年5月18日法律第142号）」に基づき、都市計画区域内の樹木又は樹木の集団について、市町村長が指定するもの。

●ホットスポット（生物多様性）

生物多様性が高いにもかかわらず、生態系破壊の危機に瀕している地域。

ま行

●みどりのカーテン

「ゴーヤ」や「アサガオ」などのツル性の植物を、窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったものを指す。自然の力を利用した夏場の省エネルギー対策に有効といわれている。

●名勝

「文化財保護法」では、「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの」のうち、重要なもの。

すぐれた国土美の有様を様々なかたちで表現する名勝は、風致景観の観賞を通じてその価値を発揮する記念物で、主として人間の作意と技術によって造られた人文的なものと、主として天然の営為や素材によって生じてきた自然的なものに大別される。

ら行

●緑地協定

都市緑地法に基づき、良好な住環境を創っていくため、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するもの。

協定には、既にコミュニティの形成が行われている地区（都市緑地法第45条に基づくもの）と、宅地開発事業において分譲を受けた者が緑地協定に従うもの（都市緑地法第54条）の2種類ある。

●緑地保全地域

都市緑地法第5条に基づき、都市計画で定めた良好な自然環境の形成に必要な地域。

●歴史的風土特別保存区域

歴史的風土保存区域内の特に枢要な地域。

●歴史的風土保存区域

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法に基づき、その対象は古都すなわちわが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村に限られ、京都市、奈良市、鎌倉市の3市の他に、政令によって天理市、橿原市、櫻井市、逗子市、奈良県生駒郡斑鳩町及び同県高郡明日香村、および大津市の5市1町1村が定められている。保存対象は、わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況となる。

●レクリエーション

疲労回復や健康の維持増進、精神的安定や生きがい、自己実現欲求の充足、人間関係やコミュニケーションの形成等を実現する余暇活動。

S

●SDGs

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のこと。

社会が抱える問題を解決し、世界全体で2030年を目指して明るい未来を作るための17のゴールと169のターゲットで構成されている。

四條畷市みどりの基本計画

発行 四條畷市都市整備部都市計画課
住所 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号
電話番号 072-877-2121（代表）